

# 厚生文教常任委員会会議録（特急反訳）

【速報版】

令和6年3月13日

午後1時30分 開会

○堀口委員長 皆さん、こんにちは。委員各位におかれましては、御多忙の折、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

本日の案件につきましては、本会議において本常任委員会に付託されました議案第3号「指定管理者の指定について」、議案第4号「指定管理者の指定の期間の変更について」、議案第11号「泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第16号「泉南市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定」についてまでの以上6件と議案第19号「泉南市立保育所設置条例の廃止について」の以上計9件について審査いただくものでありますので、委員各位におかれましてはよろしく願いいたします。

なお、本常任委員会に付託されました議案につきましては、委員会付託事件一覧表として、タブレットに掲載いたしておりますので、御参照いただきたいと思っております。

それでは、議案の審査に先立ち、理事者から挨拶のため発言を求めていますので、これを許可いたします。

○山本市長 ただいま委員長のお許しを得ましたので、厚生文教常任委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

堀口委員長、添田副委員長をはじめ、委員の皆様方には、日頃から市政各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

本日の委員会は、先ほど委員長から御紹介がございました計9件の議案について御審査をお願いするものでございます。何とぞよろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○堀口委員長 委員及び理事者に申し上げます。質疑及び答弁につきましては、インターネット中継を御覧の皆様には発言が分かるよう、御起立いただきますようお願いいたします。

これより議案の審査を行います。議案の内容に

つきましては、本会議において既に説明を受けておりますが、議案第3号について、理事長から追加の説明をしたい旨の申出がございますので、これを許可し、その他の議案につきましては、説明を省略し、質疑から始めたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○堀口委員長 御異議なしと認めます。よって審査の方法については、議案第3号については、追加の説明を受け、その他については、内容の説明を省略し、質疑から始めることに決定をいたしました。

それでは、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第3号「指定管理者の指定について」理事者からの説明を求めます。

○加渡福祉保険部長 議案第3号、指定管理者の指定につきまして、さきの厚生文教常任協委員協議会及び本会議における議案審議におきまして、説明が行き届いていない内容がございましたので、改めてお時間をいただきまして、説明をさせていただきます。

説明の前に、お手元のタブレットに配信をさせていただいております委員会3月15日フォルダに、議案第3号の指定管理者の指定についての追加議案を配信させていただいております。

資料の1-1から資料の1-4までの4種類については、新たな資料となり、資料の③から⑦については、これまで協議会のほうに配信していたものを、こちらのほうにも配信をさせていただいております。

それでは、説明をさせていただきます。

当初議案追加資料1-1です。泉南市総合福祉センターの指定管理者業務仕様書新旧対照表を御覧ください。

この新旧対照表において、自主事業や安全管理、研修などの部分を、センター全体として捉えて記載していたことに加え、追加の議案資料、議案追加資料1-2、子どもが遊べる拠点事業仕様書新旧対照表においては、具体性を欠く一部抽象的な表現がございました。

そのため、子どもが遊べる事業に関して、趣旨、目的について、選定委員の解釈の幅が広がった

ため、選定委員のイメージが広がり、業務内容が仕様書の要求水準を超えたイメージとなり、そのまま指定候補者に求める流れとなったことから、提出された提案を、泉南市総合福祉センター指定候補者選定委員会において審査を行いました結果、不選定となったもので、不選定となった理由や、その仕様書の変更内容については、後ほど御説明をいたします。

まず、指定管理者の指定手続について御説明を申し上げます。

不選定後の指定候補者の選定に当たっては、泉南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項2号の前条の規定による審査の結果、指定管理者として適当な団体がなかったときに基づき、市長等は当該団体と協議し、必要と認める書類の提出を求め、前条第1項各号に掲げる基準に照らして、総合的に判断することといたしており、この当該団体として当初不選定となった業者を排除することが規定されておられないことから、改めて当該団体として、国際ライフパートナー株式会社と協議することとしました。

公の施設に係る指定管理者制度の導入に関する基本方針においては、非公募により、指定管理者を選定する場合は、選定委員会に諮ることなく、指定候補者を選定するものとしていますが、公正な立場で客観的に候補者としてふさわしい指定候補者を選定するためにも、その審査を引き続き泉南市総合福祉センター指定候補者選定委員会に依頼することとしました。

なお、議案質疑において不選定となった団体を再度審査することについて、御心配いただく御意見もございましたが、再度審査に当たって用いた選定基準については、さきに行った公募による審査に用いた同じ選定基準であり、同じ審査方法、同じ採点で審査を行ってございます。

選定手続に関する説明は以上となりますが、続きまして、不選定となった理由及び仕様書の変更内容について御説明申し上げます。

議案追加資料1-2、子どもが遊べる拠点事業仕様書新旧対照表を御覧ください。

1ページ、子どもが遊べる拠点事業の旧仕様書の第1、趣旨に、公共施設の中に大型遊具を設置

し、年間を通じて安心・安全な環境で乳幼児の子どもが生き生きと遊べる空間を提供することを目的とするとしていた一方で、2ページから3ページにかけまして、記載の旧仕様書の第3、指定管理者が行う施設の管理運営に関する業務中（1）の乳幼児の遊びの広場の4に、乳幼児遊びの広場を管理する人員の配置（平日2名、土日祝日3名以上）とのみ記載をしてございました。

次に、議案資料の2になります。泉南市総合福祉センター指定管理者の指定についてを御覧ください。

4ページの②選定結果に係る選定委員会からの特記事項（「不選定」となった理由）の1行目から3行目に記載のとおり、選定委員会は、旧仕様書の第1、趣旨について、乳幼児の遊びの広場が新たに始まることに伴い、総合福祉センターの利用者は、子どもに対する理解を持ちながら、老人、障害者、ひとり親と同様に、安心・安全に総合福祉センターを利用できることが必須となってくると理解し、また、議案追加資料1-2、旧仕様書の第3の（1）-4）に記載をします乳幼児遊びの広場を管理運営する人員の配置について、乳幼児の遊びの広場に係る子どもと、対応するスタッフの資格、経験の有無などを深く考慮しておらず、子どもの安全対策並びに緊急時の対応策などが不足しており、新たな事業が始まるにもかかわらず、不安要素が多いと評価指摘されたものです。

改めまして、議案の追加資料1-2を御覧ください。

そのために1ページ、第1、趣旨に関しては、施設設置者である本市が想定している乳幼児の遊びの広場は、室内の公園のような空間で、保護者が子どもを連れて入場し、保護者の管理の下で遊んでいただくことを前提としており、その点、仕様書の記載に十分趣旨が反映できておりませんでした。

また、3ページの第3の（1）-4）乳幼児遊びの広場を管理運営する人員の配置に関しては、公募期間中に参加意思を有する事業者からの質問に対し、市は配置する人員については、専門資格を有する必要はないが、子どもが好きな方が望ましいと回答し、選定委員に対する事前説明でも同

様の説明を行っていました。

そのため、本市のこの認識を改めて明確にするため、1ページの新子どもが遊べる拠点事業仕様書（改訂版）の第1、趣旨に、子どもが保護者の管理のもとに、それと室内の公園のような空間という文言を追加し、また、3ページの第3の（1）－4、乳幼児遊びの広場を管理運営する人員の配置について、配置するスタッフについては、保育士等の専門資格を有することを、必ずしも条件としていないということを明文化する趣旨で、「子ども・子育ての知見がある方を優先的に配置」という文言を追加しました。

次に、安心・安全の指摘についてです。議案追加資料1－1、泉南市総合福祉センターの指定管理者業務仕様書新旧対照表の12ページを御覧ください。

第7、施設の維持管理に関する業務の基準3、秩序保持、安全業務において、総合福祉センターの保持、その他、安全に関する事項の1つとして、（3）で、災害・事故発生時における緊急対処業務とのみ記載するだけとなっております。

そのため、事業者からの提案についても、子ども緊急時の対応について、具体的な提案がありませんでした。そのため、この御指摘に対応すべく、仕様の内容を追加してございます。

議案追加資料1－2の3ページを御覧ください。

新子どもが遊べる拠点事業仕様書（改訂版）の第3、指定管理者が行う施設の管理運営に関する業務に（5）のところで、災害・事故発生時における緊急対処についてとして、1点目に、利用者の安全を第一に考え、乳幼児や妊婦に配慮した避難誘導を行うこと。

2点目に、泉南市総合福祉センターで実施される消防訓練及び避難訓練に参加することという内容を新たに追加をしました。また、次の指摘としまして、改めまして、議案資料2の4ページ、②の選定結果に係る選定委員会からの特記事項、「不選定」となった理由を御覧ください。

7行目から9行目に記載のとおり、また乳幼児の遊びの広場が新たに始まり、今までと違った新たなにぎわいを創出することができるが、特に魅力的な自主事業の提案もなく、現状の総合福祉セ

ンターの在り方から脱却できていない印象は否めないと評価、指摘を受けました。このため、仕様の内容を追加してございます。

改めまして、議案追加資料1－2の2ページを御覧ください。

新子どもが遊べる拠点事業仕様書の（改訂版）において、第3、指定管理者が行う施設の管理運営に関する業務の（1）乳幼児の遊びの広場の1に、乳幼児の遊びの広場の活性化につながる自主事業等という項目を追加しました。

以上の新たな仕様書に対する国際ライフパートナー株式会社からの再提案の内容を精査しましたところ、人員配置に関して改訂版の仕様書では、再提案だった水準まで求めていませんでしたが、指定候補者の自主取組として、スタッフの責任者に、有資格者の配置や土日祝日のスタッフの増員などの定員があります。

また、安全管理については、消防訓練、避難訓練において、乳幼児や妊婦に配慮した避難誘導の実施という項目の提案、指定候補者の自主取組として、子どもや保護者などへの見守りのためのカメラの設置や緊急対応のためのスタッフ専用携帯電話の常備などの提案、また子育て支援センター「ひだまり」との連携による子どもとの関わり合いに関する研修の実施、定期的な大型遊具等の備品の点検の実施、定期的な清掃、消毒及びごみやおむつなどの廃棄物の提案がありました。

また、自主事業については、先ほどの人員配置に関するもの以外の提案としては、次のとおりとなります。

季節を感じられる季節の催しを行うということ。それとテラスの窓ガラスを利用したお絵描き等の開催、また、お誕生日に撮影会やバースデーカードのプレゼンテーション、また子どもたちと保護者同士の交流会を行う。

また、テラスを活用したインスタ映えスポットの設置と種植え体験の日、そういった催しを開催するという。またWi-Fiの導入により、利用者が広場で子ども等を撮影し、保護者がインスタ等にすぐに投稿できるよう整備するほか、またBGMを流し、五感を通じた楽しい場の演出という、こういう提案もございました。

なお、1点目の人員配置に関しましては、有資格者の配置を条件としていない上、指定候補者の自主的な取組の提案内容は、さらなる加点要素となっていることに加え、いずれの提案内容も高得点となってございまして、水準以上の評価となっています。

以上のことから、適切な手続によりまして、国際ライフパートナー株式会社が指定候補者となったものでございます。

私の説明は以上でございます。御審査のほうよろしくお願い申し上げます。

**○堀口委員長** それでは、これより質疑を行います。今説明を受けた内容についても議論をしっかりとして深めていきたいと思っておりますので、質問回数については、一定配慮したいと思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

**○河部委員** それでは、議案第3号について、ちょっと質問させていただきます。

これは、さきに開催された協議会、そして本会議での説明においても、聞けば聞くほどよく分からないというか、なぜこんな形になってきたのかなという疑問を持たざるを得ないような内容というふうには私は受け止めて、ちょっといろんな資料を見ながら考えております。

そもその議論として、現在もホームページに掲載をされている、今回の総合福祉センターの指定管理に関する募集要項を見ると、昨年8月1日から募集要項等を配布して、現地説明会、あるいは質問書等の受付などを行って、選定委員会が昨年10月下旬ぐらいから開催をされて、本来は昨年の12月議会に本議案が、予定であれば提案をされているというふうには書いているんですけども、結局は不選定になったという理由で、現在この議会になっているというふうには思うわけです。

実際、本会議のところでも質問もありましたけれども、極めてもう時間的にいうとぎりぎり、例えばこの4月から総合福祉センターの現在の指定管理者の期限がもう切れてしまうという状況がある中で、この3月議会で、この審議をしなればいけない議会というものは、本当に判断をどうすればいいのかという、例えば賛成ありきでもう審

議しないと、4月以降にストップしてしまうという状況が生まれてしまうわけですね。

そういう意味でいけば、本当に議会にこれだけの内容がちょっと不明なものを突きつけられて、判断を迫られているというのは、非常に、酷なことをするなというふうには思うわけです、私はね。その辺、どのように感じておられるのか、お聞きをしたいと思えます。

それと、今、仕様書の若干変更になった点なども御説明いただきましたけれども、私の感覚でいえば、仕様書というのは、その施設とか事業を取り組む上における設計図やと思うんですよ。

どんなことをする、何時から何時まで、どんな人、どれだけの人を配置するとか、決められたものを市のほうでつくって、委託先の事業者に対して提案をして、この条件でできるところは手を挙げてくださいね、応募してくださいねということやと思うんです。

それがもともと提案されていたものが不十分であったがために、最初の段階でこれは不選定になって、もう1回やり直す際に、仕様書、その設計図がもう1回加筆された、修正されてきたということで、私は今の説明なんかも含めて受け止めているんです。

本来であれば、それが変わってきた段階でやっぱり一からもう1回応募からやり直すというのが本来の形やと思うんですけども、やっぱり期限の問題であるとか、あるいは現在の指定管理者を前提に話が進められてきたということが否めないなという点があるんですけども、その点についても、どうなのかですね、お答えをいただきたいと思えます。

今、変更をされた点でも、やっぱり幾つかちょっと疑問に感じるところがありまして、例えば子どもの遊べる拠点の關係の仕様書なんかで見ると、今までなかった分で「保護者の管理のもとに」という文言が入ってきているということは、指定管理事業者のほうでは、平日2名、あるいは土日祝3名という人数は、これだけの人を配置して、あるいは子どものある程度の知見を持った方を配置してくださいねというふうには書かれているんですけども、「保護者の管理のもとに」という一文

を入れたことによって、やっぱり責任はあくまでも保護者の方が、それぞれの自分のお子さんをきちっと事故なく安全に見守ってくださいねという前提に、これはなっけてきているとは思いますが、なぜこの部分が入ったのか、ちょっとその辺の解釈もお聞かせいただきたいなというふうに思います。

もう1つは、子ども・子育ての知見がある方を配置してくださいねということで、この子ども・子育てに関する知見があるというのは、誰がどんなものをもって判断するのか、当然雇うのは指定管理者である事業者やと思うので、事業者が何をもちいてそれを判断するのか、あるいは保育士免許を持っているとか、幼稚園教員免許を持っているとか、なんかそういうものでもって判断するのか、ここもちょっとまだグレーやなというふうには思っています。

市の考えとしては、この子ども・子育てに関する知見というものは、何をもちいて判断すればいいのかというお考えなのか、お聞きしたいなど。

あまり長くなるとあれなので、一旦ここで切ります。

**○藤原長寿社会推進課長** 今回の総合福祉センターの指定管理の流れにつきましては、先ほど委員の御指摘のとおり、8月1日から9月15日、令和5年度の周知期間を踏まえまして募集を行いました。

実際のところ、私どもも広く企業を募りたいということで、指定管理協会のほうにも、この情報を流しまして、その結果1社だけの応募となったというところなんです。

それから、この公募した上で、第1回目のとき、第1回目というか、プロポーザルをする中で、この選定委員会にお諮りするということは、第三者の方々からの採点の中で行われております。

実際、不選定となった流れの中で、非公募の場合は、特段選定委員会にお諮りするところでない場合も考えられるんですけども、あえて今回第1回目のときも特記事項というのがされております。

これは、第三者の委員の皆さんのそのときの議論された内容というのが、公に示されております。その中で、次の非公募で行っていく中で、現在の

選定されました国際ライフパートナーを非公募で選んだ根拠にも、この特記事項の中を踏まえた上で話を進めていくこととなりました。

また、これを実際、選定委員会に改めて諮るということは、同じ基準でというのも、先ほども御説明したとおり、同じ基準で、同じ採点方法で改めてしておりますので、実際のところ、この選定委員会から今回候補者として選ばれた国際ライフパートナー株式会社さんというのは、一定の状況下をクリアされて、今回議会のほうに上がってきておりますので、実際このクリアされた内容につきまして、今回この委員会のほうで御審議をいただいていると考えております。

また、やり直して改めてやるのに、実際のところ、またタイトな日程がある中で、無理やりというのではないですけども、やったのではないかというような御質問もあろうかと思うんですけども、実際のところ、今回改めて特例を使いまして、選定委員会を回るに当たって、市長なりが必要となるべき書類等を、改めて提出していただいて、それについて議論というか、審議、選定委員会の中で物事を諮ることができるとなっておりますので、仕様書を改めて抽象的なものを具体化して、選定委員会の中で見えてこなかったところを表すために、今回、仕様の変更に至ったと考えております。

以上です。

**○奥野家庭支援課長** 私のほうからは、まず保護者の管理のもとにという部分を、追加したというところの中で、責任は保護者になったという質問でございますけれども、こちらに関しては、当初選定委員の説明、そして広報事業者への説明の段階で、この保護者の管理のもとにというところで、室内の固有のような空間という説明をさせていただいておりました。

その中で、最初の仕様書にそこが記載していなかったというところが、正直私どものミスなのかなというふうに考えてございます。そこが原因というところもございまして、当初、加渡部長が説明させていただいた委員の皆様が幅が広がってしまったと、イメージが膨らんだというところにつながるのかなというふうに考えてございます。

それと、知見の判断でございますけれども、こちらにつきましても、委員の皆様と候補事業者の方の説明もさせていただいております、まず子どもに接した方、接していた方というか、そういうような活動なり、NPOなり、何らかの形で接していた方というところと、子育ての経験のある方というところの中で、こちらに加渡部長から説明があったとおり、子どもが好きな方という言い方を最初にさせていただいて、委員の皆様と、そして候補事業者の方に説明させていただいて、共有をしていたところでございます。

以上です。

**○河部委員** ありがとうございます。結局、市として、やっぱり今回の指定管理を出すに当たって、昨年から子どもが遊べる拠点をあいびあの中につくっていくということで、昨年の6月議会でも、遊具の購入などの問題も含めて、ちょっといろいろ議論があったとは思いますが、様々出ていますように、これは山本市長のマニフェストも含めた1つの政策として、今回実施をされるということもありました。

いろいろありましたけれども、やっぱり泉南市の中に、室内のそうしたところができるということは、本当に子育て世代であるとか、様々な方々にとって、いい事業だなというふうには私も思っております。

ただ、やっぱり例えば今回であれば、管理運営をしていく事業者の選定に当たって、何かやっぱりちょっと、新たにそういう場所を設けていくという上においては、あまり何ていうんか、どうなんかなという、やっぱり疑問を持たざるを得ないような資料提案であるとか、事業者の選定。

何も国際ライフパートナー自体が悪いとか、悪くないとかということじゃなくて、これまで前管理者であった社会福祉協議会に代わって、5年間この事業者が管理運営をして、滞りなく管理運営がされてきたというふうにも思っているんです。

今回、新たに子どもが遊べる拠点がそこに加わったことによって、やっぱり事業者のほうも再応募する際に、戸惑いもあったんではないのかなと、ノウハウであるとか、経験であるとか、そういうものも未知数な中で、自分のところではあるんや

ろうかというところもあったのかなというふうには思うわけです。

そういう前提にあって、最初の不選定という問題が出てきたのかなと。言えば、議論を聞いていると、市のほうも一定事業者に歩み寄った形で仕様書のほうも変更しているというふうには、私のほうは思うわけです。

その辺、今回の指定管理を行うに当たって、例えば別の考え方として、総合福祉センターの指定管理は管理として、これまでやっていたような形で指定管理を公募して、子どもの遊べる拠点の部分は別の、例えば子どものそういう施設とか、保育運営をしているとか、子どもさんに特化したような事業をこれまで経験として運営しているような事業者には、別途事業委託をするとかいう考えは、当初からもうなかったのかどうか。

もう1つのものやから、1つの事業者に任せたらええやないかというふうな形で来たのかどうか、そういったお考えも、今後の参考のためにちょっと聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、あと事業費の関係ですけれども、最初に事業提案してきたときに、一応提案額というところがあるんですけども、15点満点中、これは6点ということで、かなり半分以下の数字になっているんですけども、ここには数字は入っていないんですよ、金額がね。

それで、2回目を選定されたときの枠には15点満点中9点で、指定管理料としては9,690万円という数字が一応入っているんですけども、この数字というのは、市が応募する要項の中に書かれている上限、ほぼマックスの数字になっているんです。

これまで、例えば実績として見た場合、令和元年、令和2年、令和3年、大体平均して7,900万円ぐらい、年間、指定管理料として支払われているんですけども、これはやっぱり子どもの遊べる拠点を付加したために、例えば2,000万円ぐらいここに上乗せをしているのかどうか、その辺もちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、資料を見ると乳幼児の遊べる広場の新設に係る年間経費ということで、人件費も含めて682万円ほど経費がかかりますよというふうには

あるんですけれども、この数字の根拠というのは一体何なのかね。

人件費、平日2名、土日祝日3人を置く中での人件費も含めての経費であるならば、あまりにも金額的に低くないかなというふうには思うんですけれども、この数字の根拠なんかも教えていただきたいと思います。

○藤原長寿社会推進課長 まず、指定管理料の考え方につきまして御説明を申し上げます。

今回の指定管理料の考え方につきましては、令和元年度の決算額をベースとして、1つとして係数、開館日の増加、また高齢化率、65歳以上の高齢者の人口を踏まえまして、全体を設定いたしました。

乳幼児の遊びの広場につきましては、歳入として約200万円を見込んでおります。また、歳出として約600万円を見込んでおります。

なお、光熱水費につきましては、現在の高い金額で見込んでおります。また、E S C O事業の削減率を700万円と見込んでおります。令和5年度と同じ形態で総合福祉センターが運営された場合は、今後は8,567万1,000円を指定管理料として見込んでおります。

乳幼児の遊びの広場と令和6年以降の開館日の増加を伴う指定管理料を1,132万2,000円と見込んでおります。トータルいたしまして、1年分の指定管理料の上限額を9,699万3,000円と設定いたしました。

委員の御指摘の国際ライフパートナー株式会社の提案額につきましては9,690万円の提案が出てまいっております。また、第1回目の部分につきましても、提案額は2回目と同額となっております。表記の指導の中で、その辺は表記していなかったというところで御理解ください。

また、乳幼児の遊びの広場の部分で、テラス等を含みまして、新設に係る年間経費を見込む部分につきましては、人件費として625万6,017円、遊具の修理等を10万円、高熱水費を15万円、また券売機等のリース代等を11万4,000円、遊具の保守点検料を20万円、総額682万17円で見込んでおります。

以上です。

○奥野家庭支援課長 私のほうからは、あいびあの管理とは別に、子どもの遊び場についてというところで、委託等の検討はどうかというところなんですけれども、別途委託等のという話は、最初は当然視野に入れておりました。

ただ、指定管理の中で組み込むという流れを考えるほうが、全体的な経費の削減というのが考えられるというところを大前提にしました。

また、利用料も指定管理者のほうに入るというところで、そちらの部分も歳入を指定管理全体でというところのほうがいいんじゃないかというようなところを考えました。

団体受付とか、その他の受付に関しても別で、この乳幼児の遊び場の2階のところでは受付するよりは、一括したこの部屋の管理ができるのかなというところなんです。

とにかく、今回民間の指定管理の方の営業努力というか、そういうところも、当初から期待しているところがございまして、その辺の相乗効果という部分も加味しました中で、一体的にやっぴこうというふうに判断しました。

以上です。

○藤原長寿社会推進課長 今回、指定管理の今、奥野課長のほうからも御説明がありました。また、仕様の中でも、複数の法人等による応募は可能であるということも、今回仕様の中に入れさせていただいております。

指定管理協会のほうに私どもが投げたのは、大手玩具メーカーとかが登録されておりましたので、そういうところが、こういう合同で手を挙げていただくということが、非常に期待できるのではないかという思いもありまして、広く公募をかけた経緯がございます。

以上です。

○河部委員 もう、ちょっと長くなっているのですが、ほかの委員の方も質問があると思いますので、もうこの3回目で終わりにしますけれども、ちょっとやっぱりもう一度、この子ども、乳幼児の遊び広場の年間経費のところ、人件費の625万6,017円のその根拠ですね。

一応、市の提案、あるいは市のほうからは2名から3名をそこに配置するというふうになってい



るんで、これを例えば、今、泉南市の任期付職員とか、市のアルバイト、最低賃金も含めて考えたときに、この数字の根拠というのが、どういうふうにはじき出されたのかというのをお聞きしたかったので、改めてもう1回お聞かせいただきたいと思います。

やっぱりこの4月以降、新たな指定管理事業者が、新たな事業も含めた形で総合福祉センターを管理運営していくということで、やっぱり市長の提案するこの施策、事業がある中で、4月下旬からもスタートするというので、チラシ等も3月広報でしたか、たしか広報にも載っていたように思います。

やっぱり成功させなければいけないというふうには、私も思っているんで、そういう意味では、やっぱり事業がスタートしていったって、何かトラブル続きというふうになっても、事業自体にけちが付いてしまうのと違うのかなというふうに思うので、やっぱりこの事業を成功させるために、何としてでも市としてはやっていくんだみたいな、ちょっと思いなんかも、最後に市長からでも聞けたらありがたいかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

**○山本市長** この間、この1年にわたりまして、新たに屋内で子どもたちが遊べる拠点というところの様々な議論を、本当に建設的に議員の皆様にはしていただきました。

まさに、今回この議案の提出に当たりまして、協議会からございまして、なかなか資料の出し方を含めて、やはり課題が残る議会となりまして、反省をさせていただきます。

この件に関しましては、私が就任をしてから、資料の出し方という議論をしているわけですが、やはり協議会が始まるまで、どれぐらいのタイミングで資料を議員の皆さんにお示しできたのか、協議会が始まるまでに、一定の資料の作り込み、ここはもう少し手厚めのほうがいいんじゃないかとか、様々な議論があると思います。

こういった過程があって協議会に入ります。協議会の中で、また様々な指摘があり、それを踏まえて、委員会に向けて作り込みをしていくというわけです。

まさに協議会から委員会に移るまでの間に、今回資料が多く皆さんにお示しするということになりましたので、やはり時間が限られているのであれば、このような資料の出し方は、やはり協議会の前の段階で出すほうが、やはり議論としては到達にできたであろうというふうに思います。

こちらに関しましては、反省点として持ち帰って、庁内でどのようにして対応していくのがいいのかというのを、検討させていただきたいと思います。

あいびあ全体につきましては、やはり就任をしてから、施設の使用率といいますか、部屋がどれだけ使われているのかというものを積算をしていきますと、やはり施設全体の中のほとんど使われていないか、もう使われていないものが35.6%とか、それぐらいです。

全てが、1,332.1平米のうちの利用率の少ないもの、もしくは使われていないものが473.8平米ございましたので、35.6%が有効に使われていないというところに対しての課題がありました。

そちらに対して、やはり後半戦、まだまだ使える施設でありますので、これをどういうふうに限られた財源の中で生かしていくのかという視点に立ちまして検討する中で、やはり子どもたち、それから未就学児のお子さんをお持ちの保護者の方からの様々な声を参考に、新たに大きなものを作るといっては、なかなか予算上難しいところがありましたので、この中の空間を使って、屋内でも公園のように遊べる空間をとということで、作らせていただきました。

まさに、今回市として、このように政策をつくり込んで、未就学児の子どもたちのそういった拠点をつくるというのは初めてのことでございます。

ですので、まだまだ課題が多いところもあるかと思っておりますし、まさに協議会でも御指摘いただいた点は、自分のメモのほうにちゃんと列記しておりますので、この辺りに関しましても並行して、皆さんに、より使ってもらいやすい施設運営に向けて、行政も指定管理者に管理をお願いして終わりではなくて、やはりこちらに関しましては、市としてもしっかりと見ていく必要があるかと思っております。

今回は、先ほども答弁がございましたけれども、やはり仕様書の中身についての変更の部分、大きく変わっているものではないんですけれども、要は選定委員さんとの情報の共有であったりとか、そういったところに課題が残ったわけでございます。

本会議でも指定管理制度自体を、どのようにして市として捉えていくのかというところも、時代の流れとともに、10年前、15年前の指定管理者制度とはまた少し違った側面も出てきておりますので、この辺りは本会議での御指摘、それから本委員会での御指摘を参考にしながら、より良い市政運営のほうに反映させていただきたいと考えてございます。

○奥野家庭支援課長 私のほうからは、人件費についてお答えさせていただきます。

人件費につきましては、1日の単価を出ささせていただいて、これをおおむね最低賃金から割り出しているんですけれども、若干、営業時間よりも少し多めに計算させていただいて、そこから平日115日あるということで計算させていただきました。

それと、土日祝の1.25%の割増しの部分の単価を、また土日祝が192日ございますので、そこを合わせていただいて、1人分で257万6,400円程度の数字が出ましたので、それを2人ということで515万3,000円程度の金額を出させていただきました。

そこにさらに土日祝をもう1名増員ということで、土日祝の単価に115日を掛けさせていただいて、先ほどの515万3,000円程度から足させていただいたのが625万6,000円程度の金額ということでございます。

以上です。

○石橋委員 お願いいたします。まず、質問の前に私の期待を、この子どもの遊びの広場は、インクルーシブ公園になり得る遊びの広場と期待しています。それは一部ではありますが、子どもによっては、温度調整が非常に難しいお子さんにとって、屋内で遊べるというのは大きなことですし、設置された遊具が、今までの道具やったらちょっと違和感があった子が、お母さんにとったら、何かこ

の子、ここの広場の道具はすごくなじんで遊んでいるんですよというのも期待できるから、それぐらい、いろんな現地に行かれて遊具も検討されてきたと思います。

ごく一部になりますけれども、支援を必要とされているお子さんをお持ちの保護者の方というのは、謝ることが多い生活を送られていると思います。

大きな声を出したりとか、ちょっと動き出して、とにかく「すみません」「ごめんなさい」みたいなことが減る可能性も持っておりますし、保護者同士の話合いの場、そういうものがこの遊びの広場にはあると、本当に僕は期待してまして、その中で質問をさせていただきます。

検証という点なんですけれども、いわゆる最初是不採用になりました。次に、委員の方の御指摘がありました。そして協議会、議会でもちょっと説明が足りないということで、なぜこうなったのかというのは、ターニングポイントとしては3か所あったと思うんです。

それぞれどういう検証をされたのかというのが1点目です。

それと追加資料1-2の3ページ、(5)災害・事故発生時における緊急対応についてが、新たに記載されていることが非常に驚きました。これが書かれていないということの指摘をされたからということもあるんですけれども、この時代にこれを新たに書くということが、なぜそうなったのかということ。

前回の資料でスケジュールをお願いして、今回は追加資料1と2ということで、一定書かれているんですけれども、この場に及んでだったので、もうちょっとスケジュールの内容が、例えば、先ほどの安心・安全という意味では、防災訓練をこうするであるとか、そういった部分です。

実際の担当者の方は、そういうスケジュール、〇〇先生を呼んでとかいうのもあると思うんですけれども、その辺は1月1日に能登半島地震が起こって、1月2日に飛行機の事故があったときに、規模が全然違いますけれども、JALの方のふだんの危機管理が行われていたから、ああいうことになったということ等も踏まえると、もうちょっと

とスケジュールが具体的になぜ出てこなかったのか、もしあったら、それを教えてほしいと思います。

あと、河部委員もおっしゃっていた682万円の根拠が分かったんですけれども、先ほど子ども・子育てに知見のある方というふうに書いてあるんですけれども、これをもし有資格者やったら、最低賃金という前提が崩れると思うんですけれども、その辺は、配慮されなかったのか。

以上、お願いいたします。

**○藤原長寿社会推進課長** まず、それぞれで一定、そのターニング、チェック的なポイントがあったでしょうという御指摘でございますが、実際のところ、令和5年8月1日から募集が始まりまして、第3回の選定委員会、令和5年10月26日、プレゼンテーションセッションによる審査のときでございます。

このところで不選定ということになりました。今回、実際この選定委員会を進めるに当たりまして、この採点方法につきまして、それぞれの委員の方が、やはり大学の学識の先生とか、それぞれ障害者の関係の団体の人とか、専門分野があるということで、選定委員会の中の委員の皆さんで話し合われて、合議制で行うほうが、今後皆さんの中でいろんな意見を共有して、意見を公開しながらまとめていく方法が採点しやすいということ。

また、委員で話し合うことによって、より市民サービスを提供できる施設として発展させるビジョンが見えてくるのではないかという意見の下、ここで採点方法につきましては、全員が話し合う合議性が取られることが、この選定委員会の中で決定されております。

それと、この選定委員会の合議制の中で、プレゼンテーションセッション等を行う中でも、やはりこの特記事項というのを付して、委員会の中で議論された内容を、広く皆さんにお示しさせてもらうのと、これから泉南市の総合福祉センターが、多くの方々に利用していただけて、にぎわいのある施設となることを、市のほうなり、指定管理業者が決まった中で、そちらにお伝えするのが、この選定委員会の中での1つの使命ではないかという議論もなされた中で、この特記事項というの

が付されました。

この特記事項が付されることによりまして、第三者の方の御意見というのが、非常に明確になったというのが、この不採択になったときのところであっても、次の段階に移るに当たって、この特記事項の中に、やはり今までの管理を、国際ライフパートナーさんが4年半滞りなくやってこられたというところの評価というのが、非常に顕著に表れていました。

また、今回、総合福祉センターを全体的に見直す中で、3割強、全総合福祉センターの面積の中で本当に26年間、時代が変わりまして使われてない部屋、倉庫代わりになっているような部屋というのがありました。

実際、今回総合的に外壁の工事、E S C O事業を導入してやる中で、より一層稼働率を上げるという目的で、これを進めていっております。

この点につきましても、第三者の選定委員会の中でも、市のほうの考え方とか、その辺は事務局のほうで十分お伝えはさせていただいております。

また、指定候補者が、現地説明会のときも1つずつ部屋を回りまして、また子ども部のほうの所管の「ひだまり」さんとか、その辺は子ども部のほうがしっかりと説明をして、また質問書が出てきた内容につきましても、市のほうも内容を的確に回答させていただいております。

1つは、そういう不選定となった中でも、特記事項を踏まえて、第三者の方がしていただいている意見の下、非公募で行いました。

続いて、非公募で行う中で、やはり深く議論を次の選定委員会の中でも求める必要があるということで、抽象的であったところを、仕様書をより一層加筆して、その点についてのプレゼンテーションセッションを受けるということが、この選定委員会の同じ基準で、同じ採点方法でやる中で、やはりそれが一番適切ではないかというのも、選定委員会の中でも議論がなされ、その仕様書に加筆をするということが決まったということでございます。

最終的には、今回内容を審査する中で、これも議論があったのが、加筆した内容だけの審査をするべきかという議論も交わされたんですけれども、

やはり一から全部の提案書を改めて出していただいて、改めてプレゼンテーションを受け、選定委員会、同じメンバーで採点をするというのも、この選定委員会の中でお決めいただいて、その中で、この合格点というのが最終的になって、ここの国際ライフパートナーさんのほうが、現在指定候補者として選ばれましたので、そういう幾つかのポイントのところは以上でございます。

○堀口委員長 ごめんなさい、災害のことに答えてくれたのかな。

○加渡福祉保険部長 災害時の避難についてお答えを申し上げます。

あいびあは福祉の避難所にもなっている施設ということですが、災害、地震が起こった場合とか、そういう訓練はしてございます。マニュアルもございます。

それ以上に、この施設に子どもさんと親御さんが来られて、例えばちょっと外に出る、トイレに出る、そういうときに災害が起こったとしたらどうするのかというところ、そういった観点の質問から、こういった記載を加えさせていただいたということになります。

耐震基準を満たした施設でもありますので、完全に倒壊というような心配はない施設でございます。マニュアルもございますので、その辺は安心していただけるというふうに考えてございます。

○堀口委員長 ちょっと部長、確認やけれども、これ、マニュアルはあいびあが持っているマニュアルですか。りるばはりるばで、子ども向けのマニュアルというのは要ると思うんやけれども、これは考えられていないんですか。

○奥野家庭支援課長 それでは、まず最初に、子どもの部分の仕様書の災害・事故発生時の緊急対処についてという文言を追加したというところについてなんですけれども、もともとこの総合福祉センターの仕様書と、子どもの仕様書というの是一对という考え方で、委員の皆様と事業者の皆様には説明しておりました。

そういった中で、総合福祉センターの仕様書の中にも、総じて子どもの部分を記載した部分もございました。子どもの仕様書の一番最後のところにも、その他で記載しているんですけれども、こ

こに書いてないその他の管理については、この総合福祉センターの仕様書等々に準ずるものとするというふうに記載させていただいております。

その説明も当初からさせていただいていたところなんですけど、こちら最初の御説明のとおり、なかなか幅が広過ぎて、子どもの部分で、なかなかイメージが広がったというところもあって、御指摘もあったというところで、改めてここにきちんと記載しようというところで記載させていただいたということでございます。

それと、次に、スケジュールの案を示させていただいた中で、防災訓練等のところなんですけれども、こちらにつきましても、事業者のプレゼンテーションにもございました。防災訓練をやりますと。館全体の防災訓練の中で、乳幼児、子どもに関するエッセンスも入れながらやっていきますというところで、その日程等については、ちょっと私ども、今のところお答えできないんですけれども、年間を通してそれをやりますというようなプレゼンテーションがございまして、現在でもそれはあいびあ、指定管理としてやられているというところですので、そこに子どもの部分も入れてやっていきますというようなことを聞いてございます。

あと、最低賃金のところで、知見をというところを記載させていただいた中で、金額等々という御質問なんですけれども、こちらにつきましても、当初から有資格者というのは求めていないというところございまして、その辺の部分で積算させていただいたというところでございます。

それとあと、委員長からの御質問、マニュアルでございますけれども、こちらにつきましても、現在指定管理候補者と協議をしております。

そういった中で、指定管理候補者のほうで運営マニュアル等をきっちりと作成するというような回答をいただいているところでございます。

以上です。

○小井健康子ども部長 私のほうから補足をさせていただきます。

先ほど奥野課長より答弁させていただいた乳幼児の遊び場のスタッフというところで、必ずしも有資格者を配置するという求めではございません。

そこで、選定委員からの指摘を受けて、指定管理業者が優先的に資格のある方を採用するということになりましたが、予算的にはそれを上乗せして予算を組むというわけではございません。先ほど説明した経費で、指定管理業者の中で回っていただくということになります。

以上です。

○奥野家庭支援課長 私の先ほどの答弁に対するちょっと補足ですけれども、本体の総合福祉センターのところの新旧対照表の12ページのところの3番で、秩序保持安全業務ということに記載してございまして、そのこのところに(2)の利用者の安全確保業務だとか、(3)の災害・事故発生時における緊急対処業務というふうに記載してございます。ここに準ずるという趣旨で御説明はさせていただきますところでございます。

以上です。

○石橋委員 ありがとうございます。分かりました。国際ライフパートナーさんは、本当に先ほど河部議員もおっしゃったように、前管理者から引き継いで、一定の仕事をしていると思いますけれども、指定管理料の話になったとき、議会でビル管理としては一日の長があるというようなお話があったと思います。

そこで補っていく云々があって、確かにそういう部分では、一日の長があると思うんですけれども、やっぱり子ども・子育てという部分のソフトの面に関して、プレゼンテーションセッションの中で話し合っただけという話もあったと思うんですけれども、実際、我々も議会で行財政改革課から説明を受け、福祉保険部から説明を受け、健康子ども部から説明を受けという、3か所から受けています。

でも、実際にされるのは、国際ライフパートナーさんが1か所でやるという意味で、そのプレゼンテーションもやっぱりそれぞれが分かれて説明をされて、それを請け負ったということになるんでしょうか。

○藤原長寿社会推進課長 今回のプレゼンテーションにつきましては、先ほども申し上げたとおり、新たに子どもの遊びの広場が出来上がるということで、本来でしたら1つの仕様書で、

今までの管理運営にプラスして、子どもの部分の仕様書を作ればよかったんですけども、実際のところ、その辺は、より一層、既存の施設でありながら、新たな指定管理が発生いたしますので、そこを明確にするというのが、この仕様書を別にした理由となっております。

また、指定管理料というのは、今までの実績とこれからの見込みというのを、市のほうで積算はしております。

その中でも、今回、指定管理のほうの自主事業を、民間の活力を利用させていただいて、より一層にぎわいを持てるような自主事業を展開していただきたいという思いがございましたので、そこで出てきた収益というのは、全て指定管理者のほうに収益が入るということで、当初の仕様のところから書かせていただいております。

民間のほうで頑張っていただければいただくほど収益が上がってこようかなと期待をいたしております。

○楠委員 それでは、お聞きしたいと思います。

今回、経過も説明いただいて、やはり指定管理の応募が1社だったということが、やはりちょっと考えないかなのかなと思っているんです。

今回のこの子どもが遊べる拠点事業、本当に子育て世代の方の声を聞いて進めていくという中では、ぜひ進めていかなあかんことやとは思っているんですけれども、やはりスタート時点が決まっているというところで、この間ちょっとバタバタといいますか、こういう結果になってしまったのではないのかなというのは感じています。

最初に不選定から選定になるところで、話合いをするんですけれども、やっぱり仕様書が抽象的だったと、それを具体化して話しする中で、国際ライフパートナーさんが請け負うと。国際ライフパートナーは実績があるので、そのまましてもらうということです。

本当にこの指定管理料の9,690万円で賄えるのかなというのをちょっと思っていて、具体化する中で、研修におきましても、人権研修等を実施し、具体的に老人、障害者とか、母子も入って、子どもとの関わり合い方、子どもと大人の健康に関する事業ということで、こんだけ研修が増

えると。

あと、避難訓練も足したといいますか、仕様書に書いたということでいうと、避難訓練もしていいかなあかんということで、避難訓練も年1回で本当に足りるんかというところでいうと、何回もしていいかなあかんとかあります。

あと、議案資料の5のところでも、自主事業、自主取組というところで、カメラも設置するとありますけれども、カメラを設置してもうて、結局見る人、人員は平日でいうと2人しかおれへんの、受付の人が見るだけになるのかなと思うと、本当に安全が守れるのか。

カメラはセコムに頼むんか、その辺もちょっと分からないですけども、これは自主的に取り組んでもらうように頼むと。スタッフにも携帯を持ってもらうというたら、契約料が要りますよね。

人員配置のところでも、平日は2人で土日祝が3人で、自主的に土日は増員をしてもらうというところも書いているので、これプラスになってくるのかなと考えます。

あと、自主事業もいろいろ考えていただいているので、本当に後出しみたいな形で、押しつけではないですけども、国際ライフパートナーは、本当に大変なのと違うのかなと。

本当に、この金額でしていただくと、声を上げていただいていますけれども、企業努力で賄える量なのかなというのが、ちょっと思っています。

ESCO事業のこととかも答えていただいたけれども、これから始めることで、どんだけ収入が入るかも分かりませんし、利用料に関しても団体制割があったり、あと年間という1,000円やから、年パス買ったら、もうそれ以上は入ってこないということになりますしね。追加の時間とかもありますけれども、その辺をどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

**○加渡福祉保険部長** 指定管理料の件でございますけれども、やはり今の時代、人件費を抑えるとか、そういった考え方ではなくて、やはり上げていかなければならない。当然、年次別に指定管理料も上がっていくのは、これは当然のことだと考えてございます。

そんな中で、昨年度の実績を確認しますと、赤

字になっているということで、物価高騰対策の中で支援金を給付させていただいて、今回の補正でもお願いをしているところです。

やはりこの施設の、特に子どもの部分の施設充実、この辺りの経費がかさんでくるようであれば、当然、指定管理者と協議をしていく必要があると考えています。

また、前回協議会でも御指摘いただきましたけれども、遊びの広場の現在の使用状況が、今のデジタルで確認できないかとか、予約できないかとか、先方にこういった話があったということは伝えてございますので、その辺をまた反映するに当たる経費が必要であれば申し出て下さいといったことです。

住民サービスにつながるようなところで経費がかさむのであれば、これは当然市のほうで負担すべき経費だと考えてございますので。またその辺は検討させていただきたいというふうに考えてございます。

**○藤原長寿社会推進課長** 今回のカメラの提案とか、いろんな提案を国際ライフパートナーさんのほうが、2回目のプレゼンテーションでしていただくことができいております。

これは実際のところ、プレゼンテーションセッションが30分、質疑が30分、1回目の時点では、なかなか子どもの遊びの広場の関係について質疑を、まだまだ委員の方が聞きたいところもあったかも分かりませんが、時間的な制約というのがございました。2回目も、同じ30分、30分で行っております。

それを、より一層具体的に内容を掘り下げて、プレゼンテーションを受けるためにも、この仕様の変更は必要ではないかという議論が、委員会の中で交わされた中で、これをちょっと加筆したという流れになってきております。

また、この2回目のプレゼンテーションの収支報告予定表におきましても、実際の1回目も同じでしたけれども、条例に載っている部屋の使用料の20%減の提案になっております。これは、企業の考え方だと思うんですけども、使用料を下げても、人がたくさん貸館ができるでしょうと。また有資格者なり併せて見守りのそういう防犯カメ

ラを設置することによって、より一層安全面を高めることも、この経費の中に含まれております。

その辺は、今回、委員の中でも税理士の先生もおられ、この収支のところは、その方がしっかり見ていただく中で、皆さんと合議制の中でお話し合いというか、採点のところではされていっております。

以上です。

**○奥野家庭支援課長** 私のほうからは、人員配置のところで御答弁させていただきます。

二、三人という質問がございましたけれども、当初、図面を見まして、そこに大型遊具を置いて「ひだまり」等の専門職にもいろいろと確認した中で、保護者の見守りのもとというベースの中で、人数がどれぐらいが適切かというところで、視野のところも入れまして、平日は2人で、土日祝は3人が適当なのかなという判断をさせていただきました。

以上でございます。

**○楠委員** お答えいただきました。企業としてスタートすると決めたからには、収益を出すために努力してやっていただけるとは思いますが、経費がかかる分をしっかりと精査といいますか、提案されたことには考えてもって、やっぱり市として安全・安心が一番大事ですので、進めていってほしいと思います。

保護者管理のもととなりますけれども、市の建物で遊んでもらうという中では、子どもはやっぱり私たちが大人というか、想定していないような遊び方をして、けがをしたりというのがあります。

ネットでも見てみますと、ボールプールでやっぱり骨折とか、そういうのも商業施設のほうですけども、あつたりするので、やはりけがなく安心して遊べる体制づくりと、国際ライフパートナーさんと協力をしていっていただきたいと思います。

以上です。

**○井上委員** それでは、今回様々な御指摘につきましては、先ほど山本市長からも、今後改善をしていくというような御答弁もいただきました。

今回、指定管理者に対しての要項というものが、これまで指定管理者に求められていたことと、そ

して、これから求められていくことというのは、大きく変わっていくタイミングであると思いますので、その過程において、行政が求めているものと、指定管理者が認識していることというのが、なかなか共有するのに時間を要したのかなというふうには思っています。

ただ、これからのに関しては、しっかりと指定管理者と意見交換、話し合いをすることで、行政が求めているものと、さらにはそれに対しての意見なんかもしっかりと酌み取っていただいて、より良い施設運営をしていただきたいなというふうには思っております。

そこで、先ほど楠委員も1社のみというところでというお話をされていたんですけども、やはり今回とは限らないんですけども、今、この泉南市でこういった指定管理者を選定するに当たって、やはり応募者が1社しかないという事案が多いのかなとはというふうに思います。

先ほどからの御答弁でも、指定管理協会のほうに情報提供して、複数応募いただけるように取り組んでいるとはおっしゃっていただいているんですけども、現状としてやっぱり1社しかない。

今後も、やはり複数応募していただくということが、この泉南市の公共施設の活性化に向けては、必要なことだと思うんですが、今やっていただいていること以外に、どういうことをすれば、この複数応募をしていただけるのか、現在こういった御見解か、お聞かせいただけたらなと思います。

**○藤原長寿社会推進課長** 今回、私どもこの総合福祉センターを、より一層稼働率を上げて、できるだけ多くの市民の皆さんに、この施設を使っていただきたいと、それを指定管理のほうに委ねていくという方向性が決まる中で、いろいろ全国的な指定管理の仕様書とかも、参考にさせていただきました。

ある市では、お城とかがあるところは、やはりそのにぎわいを創出するために、指定管理のほうで行われた事業収入が、指定管理のほうに入ることによって、より一層魅力ある指定管理の施設になるということもありました。

今回は、ぜひともにぎわいを創出するために、この自主事業の収益というのは、やはり指定管理

者のほうにお渡しして、より一層子どもの遊びの広場に來られた保護者の方、また指定管理のほうを実施する、例えば映画会とか、また季節によって今回もサンタクロースとか、そういうことを自らいろんなイベントをやっていくということで、無料にする場合もあろうかと思えますけれども、いろんな発想でやっていただくということが、この公共施設の総合福祉センターの今後の指定管理の在り方の1つの事例としてなればいいのかなどと考えております。

○井上委員 ありがとうございます。そこで、先ほども、山本市長からも、使用率が35%ほどしか使われていなかったというようなこともありましたし、先日の協議会で私のほうからも、この稼働率をしっかりと上げていくに当たって、目標もお聞かせいただきました。そのときに、現在11%から15%を目標に取り組むというお答えもいただいております。

そこで、簡単に結構なんですけれども、この11%という稼働率の算出方法についてちょっと教えていただきたいなと思えます。

○藤原長寿社会推進課長 11%を設定した根拠につきましては、泉南市の今の貸館の中で、研修室1とか2は非常に貸館の率が高くなっております。その中でも一定、大会議室の稼働率を全体的なもの合わせながら11%というのを設定いたしました。

この後、多くの方が訪れて稼働率が上がる中で、一定この15%をめどにしたいということで、全ての部屋が毎日フル稼働するんでしたら100%という設定ができるんですけれども、なかなかそういうわけにはいかないというところと、既にたくさん使われている部屋の稼働率を根拠にするというわけにもいかないというところで、11%をそういう形で設定いたしております。

○井上委員 ありがとうございます。この稼働率を上げていくに当たっては、現状の稼働率をきちんと把握するということが、まず大事なかなというふうに思っています。

議案資料の3でお示しをいただいている図のほうを見させていただきますと、ピンク色で示されている箇所が貸し室というふうに示されておま

して、それ以外の部分が、基本的には行政目的を持って使われている場所だというふうに認識をしています。

要は、ピンク色の貸し室の部分の稼働率をしっかりと上げていくことで、指定管理者の収益がしっかりと上がっていくのかなというふうにも認識をしております。

この貸し室の稼働率、部屋ごとの稼働率というのをしっかりと把握をして、それを見える化していく必要があるのではないかなというふうにも思っているんですけども、その点の算出方法等について、ちょっとご見解をお聞かせいただきたいなと思えます。

○藤原長寿社会推進課長 実際、今この長寿社会推進課のほうの総合福祉センターで、指定管理者とどういう調整を取っていつているかと言いましたら、毎月月例の定例会をいたしております。これは国際ライフパートナーさんの本社のほうからも人に来ていただいて、また、私ども長寿社会推進課のほうと、またそのときは、その時点での課題を抽出いたしまして、これをどう解決していくかという会議が毎月開かれております。

さらに、今回、総合福祉センター運営協議会というのがございます。これは大体年に1回は必ず開いております。この会議のメンバーにおきましては、学識の大学の先生、また民生委員児童委員協議会、また母子福祉会、身体障害者の福祉会の皆さん、また医師会の関係者、またそれぞれ関係する所管課長が集まりまして、泉南市の総合福祉センター運営協議会が開かれております。

そこで議論されるのは、前年度の決算の内容、部屋の使用率とか、その辺の内容です。また、どうしたらもっと人が来てもらえるのかというのを、その委員会の中で話し合いがされております。

この令和6年から後の部分につきましても、そういう調整会議と運営協議会のほうで、今回プレゼンテーションで御提案していただいた内容が着実に実施され、うまくいっているかというチェックは行うことができるということです。

以上です。

○山本市長 市の関係する施設のいわゆる稼働率の算定の定義づけというところは、あいびあだけで



はなくて様々ございますので、全てにおいて算定の方法がちゃんと統一的なものなのかというのは、一定私のほうでまた確認を取らせていただきたいと思います。

と言いますのも、先ほど議員からお示しがありました、例えばあいびあの中で常々使っている部屋、例えば社会福祉協議会さんがいらっしゃったりとか、そこに関してはもう常に動いていますから、もう稼働率としては100%だとすれば、残りの貸し室が仮に50%だとすると、その50%のうちの稼働率が11%とかというふうになると、施設全体としての稼働率は11%じゃないじゃないですか。55%とか、そういうパーセンテージになります。

ここら辺の稼働率というところの算定方法に関しましては、このあいびあだけではなくて、全体的なものとして、再度確認をさせていただきたいと思います。

**○澁谷委員** 何点か確認させてもらいます。

まず1点は、不選定となった後に、泉南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第5条の指定候補者の選定の特例というのがありまして、これによりまして不選定となったというのが、今回の一連のことがあったんですね。

これについては、先ほど藤原課長のほうが言われました市長が認めた云々といったところでしょうか。その確認をまずお願いします。

**○赤野総務部参事兼行財政改革課長** 不選定後の指定候補者の選定に当たって、泉南市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例というのがございまして、5条で規定されております。

その中で、前条の規定による審査の結果、指定管理者として適当な団体がなかったときに基づいて、このときに市長等は当該団体と協議し、必要と認める書類の提出を求め、前条の第1項各号に掲げる基準に照らして総合的に判断すると。その業者でいいかどうかを認めるというところを規定している条例になります。

以上です。

**○澁谷委員** ありがとうございます。それで今回こういうふうになったわけですね。

それまでのいきさつとしては、先ほど市長も言

われましたけれども、やっぱりちょっとボタンの掛け違いみたいにごたごたしたのは、結局それまでの委員会なりをするまでの協議会的なところで、きちっとやっぱりもう少し時間をかけて、そこら辺のことを両方が指定管理者も本当にちょっと気の毒やったと言うとおかしいけれども、だと思っただんです、今回ね。

やっぱり、何ていうんですか、選定委員さんたちが、そこまで全体、このことに関して協議をして、その選定をする人たちが全て正しくと言うたらおかしいけれども、理解をきちっとこの子どもの遊び場というのはどういうものなのかということに関しての理解がきちっとできた上での選定なり、プレゼンテーションをやってもらったらと。

でも、話を聞きますと、プレゼンテーションが30分で質疑が30分しかなかったとか、やっぱりそんな時間ではとてもじゃないけれども、ちゃんとしたそれまでの準備がなければ、そんな30分ぐらいで、今日このことについてもこうやってもう2時間にもなりますが、協議しているわけです。

そこら辺をもう少し丁寧にやって、これからのことですね。今回この遊び場、あいびあにできる遊び場に関しては、使用料についてもすごく安いです。ほかのところを、私もいろんなところを、奈良も行ったし、堺市も行ったし、愛媛、いろんなところを、今回こういうことをするというところで行ってまいりました。

どこを見ても、泉南市みたいに安い価格で子どもたちが遊べる場所をつくっているところはないと思います。

ゆえに、余計にいろんなことでこれが成功するように、皆さんの総力をもって協力し合ってやっていかないといけないというふうに私は思っています。

その中で特に、今回この再度仕様書を出してもらってやったおかげで、私は常々思っていた。あいびあが、本当にいつも閑散、閑散とまではいかないけれども、あまり使用されていない状況を見て、今回この新たな自主事業を提案というところがありましたよね。

あれもすごいなと思ったんですけども、環境学習やら多世代で楽しめるパフォーマンスショー

とか、子ども映画会とか、こういうふうな指定管理料は、あれで大丈夫かなというふうにちょっと思うときがあったんです。

それからまた、親子の交通安全講習をやったりとか、こういうのでどんどん稼働率を上げてもらって、あの部屋を、今まで倉庫みたいになっていたところもどんどん使っていただいて、そういうふうには、これからボランティアの方もなかなか人件費とかがかかるので、いわゆるボランティアで市民共同の場所となるように、総合福祉センターですので、子どもたち、親子、子ども連れだけではなくて、高齢者の方も、そして障害者の方も。前も障害者の方を近年表彰したらどうですかと言うても、あまり全然反応がなかったんですけども、こういう障害者の就労のところもありますし。

そんなところを、あそこは大会議室もありますし、それこそ市長が誰かに表彰してもらおうとか、いろんな面でいろんな人たちが、ここで本当に交流できるようなことをやっていこうというのは、この1つの子どもの遊び場が人を集める大きな起爆剤になるんじゃないかなというふうに思っております。

ぜひ皆さん協力して、議員も私たちも協力しますし、しっかりとその辺、いい施設になるように頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○岡田委員 よろしくお願ひいたします。私のほうは、議案追加資料の1-1なんですが、仕様書の新旧対照表があるんですね。第2に、総合福祉センターの管理運営に関する基本的な考え方、この2番が、新しく変わったという理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

○藤原長寿社会推進課長 今回この第2-2ですね。これは利用者が安心して利用できるよというところで、これもあくまでも抽象的な言葉になっておりましたので、それを今のどういふ方がこの施設を使つていくところであるかというのを、文章でしっかりと表す形になっております。

総合福祉センターを利用する老人、障害者及び障害児、母子（父子）家庭並びに子どもたちが安心して利用できるよ、適切な維持管理を行うことよということで、この利用者自身をしっかりと明

記することよによって、ここの施設の在り方を改めて認識していただいて、プレゼンテーションの中で、そのところを委員のほうも聞きたいよというところで、この仕様の変更に至りました。

○岡田委員 ここに書かれていふ以外の方も、総合福祉センターを使われていふと思うんです。だから、かえつて抜けていふのがちょっと目立つかまうかなよというふうには私ひ思うんですが。

総合福祉センターを利用する利用者がよというふうには書かれたほうがいいんじゃないかなよというふうには思ひます。

お風呂に入りに来られる方もいらつしやいますし、これから保護者の利用も増えるよと思うので、別に母子父子家庭だけじゃない場合もありますよ、ここをちょっと私ひどうかなよというふうには思ひますが、もう一度お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○藤原長寿社会推進課長 ここの指定管理業務の仕様部分でございますが、今までも多くの方が貸館の中で、いふんな方、お子さんも利用されていふというよも事実で、その中でも運営は十分今の指定管理業者もしていただいております。

おつしやるとおり、安心して利用するよというところを枕言葉として、個々で明確にしたよところで、総合福祉センターの利用者の中には、お風呂とかを利用する方につきましたは、老人のみ利用ではなくて、お風呂はお子さんも利用できますよ、この書き方よいうのは、全世代のあらゆる人が安心して利用できるよよという意味合ひで考えております。

○岡田委員 ちょっと私ひは納得いかないんですけども、それだったらそれなりの、もうちょっと総合福祉センターを利用する利用者全員がみたいな感じで、書かれたほうがいいんじゃないですかね。

私たちが別に大会議室を使つたりとか、多くの方が利用される場合があるよと思ひますよ、これだったら、限られた人になつてしまふのかなよというふうには思ひますが。

○堀口委員長 その辺の考え方を加渡部長、答えますか。

○加渡福祉保険部長 御指摘いただひておりますのよは、指定管理の際の仕様書になりますよ、総合

福祉センターの施設の条例もございますし、その施行規則などもございますので、広く市民の方が利用できるような御指摘のような内容で、そういう形に沿っていけるような、広く利用していただけるような形で整理していきたいというふうに考えてございます。

**○堀口委員長** ほかにないですか。———よろしいですか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

**○楠委員** それでは、反対の立場で討論をしたいと思えます。

質問のときにも申しましたけれども、この指定管理者の指定のところで、1社しかやはり応募がないというところを、重く考えてもらわなければならないかなと思うんです。

市としても応募を、広く募集をするために働きかけをしてもらっていますけれども、結局は1社だったと。

何で1社かと考えると、やはり民間活力の導入というところで、この指定管理者制度というのがあったかなと思うんですけれども、結局その年数を重ねるごとに、やはりコストカットをいかにして運営するかという考え方に変わってきてしまっているというように感じております。

民間企業は、やはり事業としてもうけが見込めなければ参入することはありませんので、やはり今回のこの事業に関しては1社ということは、そういうことだったということを感じております。

ですので、設定の金額とか、やはり見直すとともに、地域で頑張っていたいただいている企業であったり、非営利団体の方が参入できるような金額の設定とか、中身を考えていただきたいと思えます。

以上です。

**○河部委員** 今回の議案第3号に賛成の立場で少し問題意識を述べたいと思うんですけれども、そもそも指定管理者制度の導入というものは、民間事業者等のノウハウとか、あるいはアイデアの活用をしながら、様々な施設でより一層のサービス向上とか、あるいは管理経費の節減を求めていくために、期待されて導入をしてきたという経過があると思えます。

泉南市においても、平成18年に議会で条例を制定し、翌年平成19年から保育所施設、あるいは今回の総合福祉センター、体育館、様々な公共施設、公の施設を民間事業者指定管理に出してきたという経過があります。

ほぼ20年近くたってくる中で、今回の指定管理者制度の選定に当たっての議論というのは、今後の、やっぱり泉南市における指定管理者の選定に当たっての在り方というものが、非常に問われたものになっているんじゃないかなというふうに私は感じております。

先ほど市長のほうからも答弁があったように、多くの公共施設が指定管理に出される中で、やはり使われていない部分というのが目立ってきている。その施設の用途自体も本当にさま変わりをしてきている。市民の使う側もやっぱり今までは使っていたけれども、もう使っていないという状況も生まれてきている中で、今回新たにこれまで出されていた施設に、使ってもらうがための子どもの遊ぶ拠点というものを付加してきて、指定管理に出されたというところが、やっぱりちょっと議論の中の混乱といいますか、ちょっと疑問点として上がってきたのかなというふうに感じております。

そういう意味では、今後この総合福祉センター以外の部分の施設においても、新たに何かを付加しながら指定管理を更新していくというものが、やっぱりどんどん出てくるのかなというふうに思っています。

そういうときには、しっかりとその原課において、指定管理に出していく仕様書、あるいは要求水準書というものを、しっかりと綿密に作りながら、やっぱり出していく必要性というものも、今回の議案は問いかけているのかなというふうに思います。

今後、そういうことをしていけば、事業量も仕事量も増えるかもしれませんが、より複雑になるかもしれませんが、そうしたことをしっかりとやりながら、新たな施設の仕様というものもしっかり考えていっていただきたいなという期待も込めて、賛成したいと思います。

**○石橋委員** 賛成の立場でお話しさせていただきます。

一旦不採用という形にはなったんですけども、それをある意味の反面教師として捉えた結果、採用に至ったと思うので賛成します。

希望としましては、指定管理制度の話がよく出てくるので、できましたらどこか一部、二、三か所、今は吉本興業も指定管理をやっていますが、そういうところに、なぜ応募しなかったかという、そういう具体的な、うちはこういう理由で応募しなかったとかいうのを聞くのも1つの次のステップに進むかなと思います。

あと、いわゆる体育館もそうだったんですけども、体育協会という何となく公的な名前を使っているところが、いかにも民間というところに指定管理が移っているところは、日本全国いっぱいあるので、そういうところにも、いわゆる応募しなかった根本的なものは何なのかというの、やっぱ今後聞いていったらどうかと思います。

賛成の立場でお話しさせていただきました。

**○堀口委員長** ほかはないですか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○堀口委員長** 起立多数であります。よって議案第3号は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで換気のため、午後3時25分まで休憩いたします。

午後3時14分 休憩

午後3時25分 再開

**○堀口委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第4号「指定管理者の指定の期間の変更について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

**○楠委員** ちょっと簡単に聞きたいと思います。

この泉南市総合交流拠点ですけども、議会の議事録等を読んでみまして、2007年のときの議事録で、当時の議員とが、当局といいますか、市のほうとやり取りをしているのを読んだところで、当時、指定管理を頼むというところで、当時の市長が、必ず利益が出るということなので輝光さんに頼みはあって、その協議書で余剰金の50%を市に

寄附するということで書かれてあったんですけど、これがこのまんま引き継がれてやってきているのかというのと、あと、実際の金額というのが分かるのであれば、分かる年度とかでもいいですので教えてもらいたいと思います。

あと、この総合交流拠点のところ、泉南市の地域活性のためということでされておりますが、昨日の議案審議のところ、議員の方が、泉南産が、泉南のものがあまりないというようなこともちょっと聞いたんですけども、実際泉南産というのがどれほど飲食店で使われていたり置かれているのかを教えてくださいたいと思います。

**○高野市民生活環境部参事** 私のほうから、まず、平成20年度からの寄附の状況について御説明させていただきます。

平成20年度から、株式会社輝光におかれましては、まず15回決算を打たれております。15回中1年度だけ赤字となっておりますが、そのほかは黒字の経常利益を出されております。各年度、経常利益の額が異なりまして、現在までの寄附金の総額としましては約785万円、14回で785万円の寄附を頂いているというふうな形になっております。

続きまして、現在取り扱っている品物なんですけれども、市条例の中では指定管理者の業務の中に、市内物産の展示及び宣伝、販売というところが業務内容に書かれております。その中で、現在の指定管理者も泉南産の野菜等を当初のほうは多く取り扱っていたとお伺いしております。当初のほうは泉南市内の農家約300件ほど取り扱っていたというお話を聞かせていただいているんですけども、今は約30件以下というふうに数が減ってきておるのが現状となっております。

以上です。

**○楠委員** お答えいただいて、当初300件から、今30件と。この理由というか、農家が減っているからとかになるんですかね。その辺を教えてくださいたいというのと、増やすためにこういう取組をしてほしいというのは泉南市のほうから提案といいますか、話をしたりしているのか教えてくださいたいと思います。

**○高野市民生活環境部参事** なぜ大きく減少したの

かというところの、すみません、詳細な理由についてはちょっとお答えが難しいところはあるんですけども、例えば販売スペースが狭いというところで、300件の農家さんが一遍に持ってきても置く場所がないとか、なかなか市内で取り扱っている農作物も偏りが出ますので、まず、基本的には、サザンびあのほうは自主独立採算という形で、泉南市のほうから指定管理料を払っていないというところで、黒字を出すという目的のほうでやっていただいていますので、季節に合った野菜、果物等を入れる加減で、どうしても農家さんが偏ってしまって、その結果、年々減少していったのではないかなというふうに考えております。

市のほうから、現在の指定管理者に対する取組の要望としましては、特に、先ほどもお伝えしましたとおり、単年度黒字というのを14回も上げられており、赤字というのは1回しかないという実績を持っておられますので、現状はこのまま順調な営業を続けていただければと考えております。

以上です。

○堀口委員長 よろしいですか。ほかに。

○岡田委員 よろしくお願いいたします。

この2年間の延長というのは、今後の施設の在り方や運営管理手法についての方針を決定するための調査期間だというふうにお聞きをいたしました。この期間中にサウンディングをするというふうにお話があったと思うんですが、ちょっと計画等がありましたら教えていただきたいと思えます。

あと、市民の要望とか声ですね、そういうのを聞かれたかと思うんですが、どういうものがあったのか、分かりましたらお聞かせください。

○高野市民生活環境部参事 まず、大まかな設営スケジュール案を説明させていただきます。年度明けましたら、まずはコンサル業者との委託契約を予定しております。それに伴いまして、入札業務を執り行って、6月末までには契約ができればなというふうに考えております。そこからなんですけれども、現在サザンびあのほうが、SENNAN LONG PARKということで、PFI事業者さんのほうが管理されておりますので、サウンディングを行うにしても、一定の条件調査、調整というのをやる必要があるかなと考えておりま

す。そこで、恐らく3か月、4か月の期間は必要じゃないかなと。実際にサウンディング約半年近く行わせてもらう中で、一定募集要項が整いましたら、次はその募集要項を事業者さんにお示しさせていただいて、事業提案というのをいただく形になると思います。やっぱり事業提案というのにも一定の期間が必要になってきますので、最低でも3か月程度は御用意させていただいて、そこから選定委員会等を開かせていただいて、事業者の決定というふうなスケジュールを考えております。ですので、最終、事業者の決定は、令和7年度の6月以降ぐらいを目指しているというところになります。

あと、市民の声というところなんですけれども、特に、例えば季節ごとにサザンびあの様子を見に行くと、やっぱり人気の商品があるときにはたくさんの方がいらっしゃるんですけども、交通というところ、来られている方は車か自転車かというところ、公共交通機関を使いにくいというところがあるかなというふうなお話は聞かせていただいております。

以上です。

○岡田委員 ありがとうございます。

私も要望で聞いたことがあるのはやはりあそこ、バスが入れないんですね。Uターンできないとか、回れないという、そこがちょっと大きいんだと思うんです。それで、バスが活用できたら、もっともっと高齢者の方も増えるんじゃないかなと思いますので、その点、またよく考えていただきたいと思えます。

以上です。

○堀口委員長 ほかに。

○石橋委員 現状の指定管理が、移動販売も携わってくださっていると思うんですけども、この2年間はいいかと思うんですけども、その辺のちょっとお考えをお聞かせください。

○高野市民生活環境部参事 現在、株式会社輝光の独自事業としまして、移動販売、十何か所回っていただいております。今回は2年間の指定管理期間の延長をいただいて、仮に輝光さんが、あそこのエリアの管理運営から外れたとなったとしても、移動販売というのは福祉の面からいってもかなり

重要なツールかなというふうに考えております。  
ですので、今はサザンびあの商品を積んで各地区で販売していただいているんですけども、仮にサザンびあがそういった商品を取り扱うとなったとしても、市内のスーパー等との提携を考えながら、何かの形で残していきたいなというふうな検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○堀口委員長 よろしいですか。ほかにないですか。  
——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○堀口委員長 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○楠委員 今回の改正ですけれども、利用者が利用料等を徴収して利用する場合の料金は一律10割に相当する額を加算していたけれども、それを変更するというので、それぞれの金額に対して割増しなし等があるんですけど、これを導入するのは、やはり市民さんからの声が多かったということではないんですかね。

その辺と、あと、これを導入することで、金額ですか。文化ホールを管理してくれているのは国際ライフパートナーさんでしたかね。すみません、間違っていたらあれなんですけど、これで、収入というのがどれだけ減るというのはあるんでしょうか。

あと、条例を見てみますと、条例を見てみるといいですか、営利を目的としていたら今までどおり10割ということを書いているんですけど、営利を目的とする場合と、入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合と、この区分けといますか、判断はどう考えているのか。判断基準

を教えていただきたいと。

○石橋文化振興課長 私のほうからは、どれぐらいの金額があるかということなんですけれども。まず、どのような形で指定する経緯があったかと申しますと、これは市民からの声もございました。あと、指定管理者からのほうもございまして、指定管理者が事前に相談を市民、利用者の方から受けた場合、このような条例があるということを知ったということで、そしたらやめとくわ、みたいな感じでお客さんに実際に逃げられてしまったということも多々あるというふうにお聞きしております。そういうことで、今後、また新たに5年度から5年間指定管理が続くということが在り方検討の結果決まったということで、できるだけこれを、文化ホールの稼働率を上げて、指定管理者の方にももうけていただくというのが必要ではないかということで、今回改正をさせていただくことになりました。

それと、営利とそれ以外のものについてということですけども、営利は今まで適用しておいたものは、主に民間企業が物販をするものであるとか、あとは、買取会とか説明会、社員の健康診断なんかは今までは営利目的ということで適用しております。

実際にホールのほうに営利を目的としたものとして適用したものは過去5年間で3件しかございません。ほとんどはホールではなくて、リハーサル室であるとか展示室で行うようなものについては営利を目的としております。

今回は、主にホールで催物を行う場合、営利を目的としない市民の団体さんなんかは最低限の維持管理するための費用を皆さんから頂く場合に、入場料等を徴収する際に、10割増にならないようにするためということで今回設定させていただいております。

以上でございます。

○堀口委員長 ほかにないですか。

○井上委員 そうしましたら、この条例の中でも、泉南市の文化ホール協議会というものが設置されているということで、予算書のほうでも9万円ほどの予算が計上されておりますが、この協議会のほうは、文化ホールの運営に関して、教育委員会

の諮問に応ずるといふふうにあるんですが、近年の協議会の開催状況をちょっと教えていただきたいというのと、そして、今回の条例改正に当たって何か御意見等、お聞かせいただけるものがありましたら、可能な範囲で教えていただければと思います。

○石橋文化振興課長 文化ホールの協議会でございますけれども、昨年の10月18日に開催させていただきましたしまして、本件も御議論いただきましたしまして、御承認いただいております。

大体1年間に1回か、もしくは2回ぐらい開催させていただいております。

以上でございます。

○井上委員 ありがとうございます。

先ほどのちょっと楠委員の質問にもあったんですけれども、文化ホールのほうを過去5年において営利目的で利用したのは3件しかないということですよね。その中で、今回、議案説明資料の13ページのほうでも、改正の効果として、指定管理者の減収につながらないよう配慮を行うというふうにもされておりますので、一応、今回それほど、この条例改正において、収入に対して影響はないというふうなところではあるのかなというふうには思うんですけれども、実際その辺というのはどうでしょうか。ちょっと御見解をお聞かせいただけたらと思います。

○石橋文化振興課長 令和4年で申しますと、総利用件数といたしまして676件ございまして、10割増の件数が117件ございました。それで、117件のうち、73万9,380円分が、10割増によって入場料、利用料金ということで頂いております。この分については、過去も、例えば令和3年度でいきますと91万円ほど、令和2年でいきますと78万円ほどございまして、大体そのぐらいの金額が10割増して指定管理者の収入増ということになっております。

以上でございます。

○井上委員 ありがとうございます。

こちらの文化ホールに関しまして、先ほど来お話をさせていただいております稼働率をしっかりと把握のほうしていただきまして、また、稼働率の向上に今回の条例改正がしっかりとつながる

ようにつながっていただければなというふうに思います。

以上です。

○堀口委員長 ほかにないですか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○堀口委員長 御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○楠委員 すみません、ちょっと聞くだけになるかもしれませんが、12号のところ、条例が変わっているところが、掲示に関してが変わっているということで、これまで施設の見やすい場所に重要事項を掲示しなければならないというのを、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信、括弧書きあって、により公衆の閲覧に供しなければならないと変わるんですが、これがちょっと具体的にどう変わるのかを教えていただきたいと思います。

○仲保育子ども課長 失礼いたします。主に保護者の方またはその他の方が保育所のある情報を見るときに、保育所の規模、開いている時間、その他保育料に関してはとか、そういう各保育所の情報を見るためのツールとして、今までの書面掲示に加え、インターネット、いわゆるホームページとかを新しく使うことを示された改正でございます。

○楠委員 そうなるといいますか、それが示されても、もともとやっていたから、あんまり関係ないということですかね。

○仲保育子ども課長 失礼しました。現在では、インターネットが既に一般的になっておりまして、もともと令和3年11月にデジタル臨時行政調査会が

設置され、デジタル社会の実現を目指して、構造改革という流れにおいて、現在の改革になっております。

○堀口委員長 よろしいですか。ほかに。

○岡田委員 よろしくお願ひいたします。

子育てに関してなんですが、支援制度や申込みとか申請方法が、本当に内容に差が今まであったと思うんですが、これで市としてばらつきというのはなくなるのかどうかお聞かせください。

○仲保育子ども課長 今回の条例の改正におきましては、重要施設の重要事項の掲示や保存の仕方ということになっておりますので、申請方法に関しましては、まだ従来のままの活用をすることになっております。失礼いたします。

○堀口委員長 ほかにないですか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います討論ありませんか。———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○堀口委員長 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「泉南市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありますか。

○河部委員 ちょっと1点だけお聞きをしたいんですけど、今回、条例の改正の大きなポイントは、子どもが遊べる拠点事業をここですらに当たって、様々な部分を変更することなんですけれども、議案資料として頂いている3の配置構想図というのを見ると、1階部分の建物からして海側になるんですかね、資料でいくと運営のところが駐車場となっているんですけど、もともとあそこは駐車場でしたっけ。噴水みたいな、何かそんなような感じ。もともと最初から駐車場やったんですかね。

というのは、今回この事業をやるに当たって、平日、祝日も含めて、子どもさんを連れて親御さんがそこに遊びに来たりとかすると思うんですけ

れども、平日は多分そんなに混まないのかなと思うんですけど、土日とか、あるいは、祝日なんかでいうと、結構たくさん来たりとか、同時に、大会議室なんかでは、土日とか休みの日にイベントとかいろんな催物がされたりとかしていて、結構駐車場もたくさん混んでくるので、場合によっては市の職員駐車場も使ってくださいねというようなときもあると思うんですけど、やっぱり子どもさんを連れて、車に乗って、あそこの子どもが遊べる拠点に来たときに、そこに車をとめられないということになると、非常に不便になってくるというふうに思うんですが、その辺のちょっと対策なんかは考えられているんでしょうか。

○藤原長寿社会推進課長 議案資料3の駐車場につきましては、現在は空き地となっております。実際、今年度予算で駐車場を増設するということで事業を進めております。12月の定例会のほうで、実際この部分のみ3月末で終わらない状況になりましたので、繰越明許の足を踏ませていただいております。実際この駐車場のところは、ESC事業を実施するに当たって、工事の事務所が直前まで建っておりましたので、並行して部屋の部分と工事を進めることがなかなか難しかったということで、現状となっております。改修後の駐車場の台数なんですけれども、16台分が増えてまいります。

それと、この地図の図面の既存の駐車場、1階の部分を見ていただきましたら、駐車場の端のほうに階段というのも書かせていただいておりますけれども、実際今、たくさん車がとまった場合、隣の財産区の駐車場を利用して、その駐車場を利用された方が一旦歩道に出て、あいびあのほうへ入ってくる状況になるんですけども、今後、子育て中の乳幼児のお母さんとかいろんな方が利用されるに当たって、できる限り階段なりを利用していただけるようにということで、ここも今回工事の対象となっております。

以上です。

○河部委員 だから、駐車場が16台プラスになるんですけども、土日とか祝日なんかで、たくさん利用する人が重なってきた場合、隣の財産区の部



分も、お休みの日とかは結構少年野球で使っていたりとかで、駐車スペースとしては多分使えないときもあるのかなと思うんですけども、そうしたときに、子どもが遊べる拠点事業に小さいお子さんを連れた家庭の方が来た場合、何らか対策とかを考えておられるんですかということです。

○藤原長寿社会推進課長 実際、現有の駐車場が68台でまた増設されるということと、樽井の財産区のほうの駐車場が60台となっております。土日のイベントでたくさんの方が来られた場合は、臨時駐車場として職員駐車場を開放していただくというところで、ここが146台とまりまして、実際、最大290台が、樽井財産区と市の職員の駐車場を利用してできる台数となっております。

以上です。

○山本市長 もちろんのことながら、今までどおりのあいびあの使い方に、さらに今回のような、りるばのような機能を持たせると、利用者がやっぱり一定数増えるだろうということで、その部分をどのようにして確保するのかというところで、いわゆる全く使われていなかった部分の利活用というところで、約795平米、先ほどの資料でいくと北側の駐車場の部分と、それから、ちょっとこれは駐車場じゃないんですけど、ひだまりの園庭をまた新しくつくりまして、いわゆる全く使われていない、いわゆる死んでいるような状態の場所というところを極力なくしていこうというところの中で、新たに今16台の確保をさせていただきました。

一定程度、ここでどのような稼働の状況になっているのかということを見ていくわけですが、当然委員が御心配になられているのは、未就学児で、なかなかだっことかで、職員駐車場にとめたとして、かなり距離的に遠いんじゃないかという御指摘やと思います。ですので、16台分をさらに、新たに追加をして、それでもいっぱいになるという場合には、どのようにして配慮すべき方を優先的に決めていくのかということとはしっかりと指定管理者と共に議論をしていく必要があると思いますので、現時点では、こうしていくという方針が決まっているわけではございません。

○堀口委員長 ほか、ないですか。

○楠委員 私もちよっと駐車場のことにもなるんですけども、今お答えいただいたように、職員駐車場のほうから歩かなあかんのをちょっと短縮するための動線をつくるということなんですけど、これ、階段と書いているんですけど、正味階段ですか。保護者の方って乳幼児を3人まで連れてこられるということで一応書いてはるので、やっぱりベビーカーですか。ベビーカーとかに載っけてこられる方もおったりすると思うので、階段やったらちょっとしんどいんじゃないかなと思うので、階段と書いているけど、スロープやったらスロープですと言うてもうたらいいのと、あと、全体的に290台増えるということですけども、現在も地下駐車場、あれはほとんど使われてなくて、ひだまりさんとか、車椅子の方は地下駐車場から上がれるようにしているということなので、そんなのでいうと、乳幼児を連れた方もほんまに元気な子どもを連れていくというのは駐車場からも大変やと思うので、地下が使えるようになったら、さらに便利になるんじゃないかなと思うので、ちょっと提案として受け止めていただけるか、御検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○藤原長寿社会推進課長 財産区のほうから入るに当たって、どういう形が一番適切かというところでスロープも検討いたしました。スロープになった場合、非常に長いスロープになるということと、また、車椅子等御利用の方にとって、その長いスロープというのはいかがなものかと。今考えている階段というのは、一番高低差がないところで、駐車場に入ってくる手前の1つの区画から入れるようにということで、数段で上がれるような形で考えております。

また、車椅子御利用の方とかは、まず、車で来られたときに、たくさん車がとまっている場合は、先に降りていただくとか、そちらのほうの長いスロープを押して上がるというよりは、数段で上がれるほうが、メリットがあるのではないかと、このところで設定をいたしております。

また、地下の駐車場につきましては、現在、障害者の訓練をされる方が地下からエレベーターを使いまして利用されている実状となっております。

全て地下が全部オープンに開いているわけではないんですけども、一定の利用することも可能になります。でも、数台程度になっております。

以上です。

○小井健康子ども部長 私の方からは、河部委員さんもお聞きされていた駐車場対策、楠委員さんも、こちらについて1つの対策といたしまして、乳幼児の遊び場が混雑する時間というのは大体決まってくるかと違うのかなと思うんです。そういうときに、情報発信としてネット上で確認できて、できるだけスムーズに使えるような対策というのは指定管理業者と現在検討中で、やっていけるような感じで答えていただいております。

以上です。

○楠委員 今お答えいただいたので、おおむね理解はできるんですけど、先ほどおっしゃった、先に降りていただいて車をとめに行ったらどうですかみたいなことはと思うんですけど、でも、何というんですか、子どもとかベビーカーやったら複数人で来るとは限らへんで、お一人で連れてくるということもあると思いますので、その辺をちょっと考えていただきたいと思います。

以上です。

○堀口委員長 ほかに。

○岡田委員 よろしく願いいたします。

まず初めに、(仮称) SENNAN LITTLE PARKということで、りるぱというこのネーミングの決め方をお聞かせいただきたいと思います。

それと、第9条に、利用者の範囲の中で小学生というふうに書かれているんですが、これは6年生までというふうに思っているのかお聞かせください。

そして、また、団体利用のところで、多分幼稚園やこども園から子どもたちが利用されると思うんですが、これは本当に公平にどう対応されているのか、ちょっとお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

それと、年間パスポートですね。これもちょっとどんなものか分かりましたら教えていただきたいと思います。

あと、本当に気になるのが、兄弟で、親が3名

まで連れてこられるということで、乳児と幼稚園児の場合、本当になかなかお母さんが大変だと思うんですが、例えば幼稚園の子がトイレに行きたいと言った場合、乳児が寝ていたら、その場所に置いてちょっとトイレに行ってくるという場合もあるかなというふうに予測されるんですが、そのときにほかの子に踏まれたりしないかという危険もあると思うんですね。こういう点をどう対策するのか、ちょっとお考えがあればお聞かせください。

○奥野家庭支援課長 まず、名前なんですが、SENNAN LITTLE PARK、りるぱという仮称でつけさせていただいておりますけれども、御承認いただけたら、あいびあ泉南のような愛称にしたいというふうに考えてございます。

この名前につきましては、年度当初、子育て中の保護者の方の声ということで、子育て支援センターひだまりの利用者さんからも意見を聞きました。また、子育て世代の市の若手職員などにも意見聴取の機会を設けまして、その中でもいろいろと意見を言っていただきました。

いろんな意見が出た中で、候補を3つ絞らせていただきました。1つ目は泉南ひなたぼっこ、そして、2つ目は泉南なないろルーム、そして、3つ目にSENNAN LITTLE PARK、りるぱでございます。この3つを、ひだまりの利用者さんにまた再度意見を聞きまして、投票いただいて、1位がSENNAN LITTLE PARK、りるぱというふうになったということでございます。

ちなみに、2位が泉南なないろルームでございます。このなないろルームにございましては、2階のひだまりが1階に来て、2階の部分がりるぱになるんですけど、1階に来たひだまりの部屋をなないろルームという名前にしようかなというふうに考えてございます。

また、3位がひなたぼっこなんですけど、1階にひだまりが来て、その前がもともと特浴室でして、そこが保育ルームになります。ですから、その保育ルームの名前を、ひなたぼっこというふうにしようかなというふうに考えてございます。

それと、小学生の対象ですけれども、小学校6

年生修了までということでございます。

あと、団体の部分でございますけれども、規則にも記載させていただいているんですけども、保育所と、あと、幼稚園等という形になってございます。「等」というのは、そこに収まらない例えば障害児団体とか、そういうところもありますので、そここのところを考えてございます。

あと、年間パスというのは、規則のほうで、申込み等、様式をつけさせていただいております。その中で、様式第4号のところ申請書というのがあるんですけども、そちらのほうに年間パスポートの様式をつけさせております。1年間有効というところを考えているというところでございます。

あと、小さい乳幼児を連れて、また、小学生がトイレに行く場合とか、その対応でございますが、そのときのために、やはり見守りも含めてスタッフがおられますので、そういうときは当然きっちり支援をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○岡田委員 たくさんお答えいただきありがとうございます。

このパスポートなんですけど、普通想像するのは首からかけるものと思うんですけど、それでいいんでしょうかね。

○奥野家庭支援課長 年間パスポートに関しては、購入いただけるのは大人になります。そのパスポートを名札のように首からかけるというところを考えてございます。

以上です。

○岡田委員 すみません、ちょっと嫌な考えなんですけど、パスポートというのは、名前とかが書かれているんですかね。ほかの方に譲るとかお貸しするということができないようになっているのかどうかだけお聞かせください。

○奥野家庭支援課長 年間パスポートは、有効期限と、あと、お名前を記載するようになってございます。

以上です。

○堀口委員長 よろしいですか。

○井上委員 それでは、先日協議会のほうでも質問

させていただいたことなんですけれども、混雑時の対応といたしまして、総合福祉センターの一体的な活用が必要ではないかというふうに御意見をさせていただきましたところ、阿児副市長のほうからも、やはり一体的な活用が必要であるというふうにも御答弁をいただきました。行政として、そういった認識を持っていただいているということは非常にありがたいことだと思っております。

そこで、混雑時の対応についてなんですけれども、先ほど駐車場の件で小井部長からも少しあったんですけども、改めて、混雑時の対応についてちょっと担当課のほうから御答弁いただけたらなと思います。

○奥野家庭支援課長 混雑時の対応なんですけれども、指定管理の候補の事業者と協議を進めているところでございます。

その協議の内容なんですけど、団体利用というのは事前予約になってございますので、そのところの団体利用の状況というのをまずホームページに記載して分かるようにしたいというふうに考えてございます。

また、それを、SNSを活用して、LINEとかInstagramに登録いただいて、その方々に発信をしていくというような方向を考えてございます。

あと、自然発生的に混雑している状況が考えられます。その場合で、例えば、今まだちょっと決まっていないですが、25人とか30人とかという状況になっていますという一定の基準をこれから決めさせていただいて、それをホームページ、そして、登録していただいておりますLINEだとかInstagramのほうから発信をさせていただくというような流れを今検討してございます。

以上です。

○井上委員 ありがとうございます。

一定の発信というところは御検討いただいているということではありますけど、やはり当初はなかなかここに結びついていない方も来られることは十分に想定できますので、一定混雑するということは念頭に置いて御対応いただきたいというふうには思います。

そして、あと1点、これは確認なんですけれども、利用者の範囲というところで、大人1名につ

き乳幼児と小学生を含めて3名までというふうになっておりますので、こういうことだというふうに認識をしているんですけれども、ただ、あくまで確認なんですけど、4人兄弟であれば、乳幼児が2人で小学生が2人というケースで来られるということもあるかなというふうに思うんです。そこを、これは条例で3名というふうに書かれていますので、厳格に3名でということでお断りするだろうというふうには思うんですけど、実際一応確認で、その辺を厳格に3名で切られるのか、ちょっと柔軟に対応ということがあり得るのか、その辺を確認させていただきたいなと思います。

○奥野家庭支援課長 兄弟が多い場合なんですけど、これは原則ちょっと3名までということなんですけど、ただ、市のいろいろサービスの中にファミリーサポートセンターというのがございます。ファミリーサポートセンターのほうに、例えばもう1名お願いして、その方の協力会員さんと一緒に入場していただくということは可能です。協力会員さんと、あと、直接利用者さんとの話合いの中で、ファミリーサポートセンターの利用というのは決まりますので、そういうことも担当課としては広報したいというふうに考えてございます。

以上です。

○井上委員 ありがとうございます。

あくまで意見なんですけれども、大体乳幼児を3名連れていくという時点で非常に大変なので、なかなかないケースやとは思いますが、そうなったときに、小学生を、これ、どう取り扱うかというところが1つ検討できるんじゃないかなというふうには思っています、やはり小学生中学年以上になってくると、乳幼児を2人連れて出かけたときに、そういった中学年、高学年の小学生が1人いてと非常に助かるわけですね。遊んでくれたり見てくれたりするんです。そういったときに、小学生の取扱いというものを検討する必要もあるのかなというところをちょっと御意見だけさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○奥野家庭支援課長 高学年は特にそういう議員御指摘のことも検討課題の中に入れられるのかなというふうに考えてございます。ただ、今回指定管

理を新しくするに当たって、様々な事業を指定管理候補者のほうでやっていただくというふうに聞いてございます。その中で、ほかの部屋を使って例えばイベントをすとかということも今後協議の方向の1つなのかなと考えておまして、その中で、高学年でしたら1人でそのほうのイベントに参加すとかということも可能ですし、そこも含めて、今後の検討課題としたいと考えております。

以上です。

○阿児副市長 先ほどの井上委員の御質問は、小学高学年の方を保護者の立場として活用するという御質問という理解でよろしかったでしょうか。

それは、拠点事業の仕様書の改定版にもございますように、ここの遊べる拠点については、保護者の管理の下に子どもさんが遊べる公園のような施設という形で考えていますので、それが、保護者の方が自分のお子さんで、高学年の方で、保護者として役割を担っていただけると判断されるかどうかにかかっているかなと思います。

○井上委員 すみません、ちょっと保護者と捉えるかというのは少し、ごめんなさい、違うかなというふうには思うんですけれども、3人の中に小学生を1人としてカウントするかどうかというところなのかなというふうには思っています、ただ、原則として、原則というか、必ず3人で、駄目なんだということでおっしゃっていただくのであれば、そういうふうにはっきりとお伝えしないといけないかなというふうにも思いますので、もし4人で行って、5人で行って、いけるのかなというふうになってしまうと、僕も聞かれたときに、いや、これは3人で絶対駄目なんですというふうにやっぱり言わないといけないと思いますので、基本的には現状だと、駄目ですよという形でお伝えをさせていただかないということだと認識をさせていただきました。

○堀口委員長 ほかに。

○澁谷委員 よろしくお願ひいたします。ちょっと何点かお聞きいたします。

まず、ここの場所に、先ほどから、御近所の方であれば、車だとかが混雑すると思ってやっぱりベビーカーで行くと思います。車を遠いところに、

駐車場にとめますと、どうしてもそこから子どもを抱いて、荷物をたくさん持ってというのは無理ですので、ベビーカーで行くと思います。ほかの施設とかを見て回りますと、やっぱりベビーカー置場というのはちゃんとあって、そのベビーカー置場も、きちっと自分で管理といっても目を離しますので、できないので、そこに何か番号とか、中にはチェーンみたいな分でバーに固定したりとかしている施設もありました。

ベビーカー置場についてと、それと、下足箱ですけど、これはもちろん下足箱があって、靴を脱いで入りますよね、この施設。靴のまま入るんですかね。

すみません、ちょっとその辺と、それから、たくさん子どもさんがおればおるほどやっぱり荷物は多いです。その荷物を抱えながら子どもを見て回るというのも大変なので、ロッカーというのも設置している、そういう施設はたくさんあります。そのロッカーとかいうのもあるんでしょうか。

そこら辺と、今子どものことがありましたけれども、2人でも、赤ちゃん、乳幼児を連れて、そして、あとは歩ける3歳、4歳の子どもと行く場合、どうしても乳幼児の遊び場と、3歳、4歳の遊び場と、ちょっと場所が多分違うと思うんです。エリアが、エリアというのか、区切られたもの。そしたら、赤ちゃんを連れて乳幼児のところ遊ぶと、3歳、4歳の子は、1人で遊べたら1人で遊ぶようになるんですけれども、そのときにやっぱりこれは原則、保護者がきちっと子どもの安全を見守るというところが原則であるのであれば、そこら辺をやっぱり2人を一遍に見ると厳しかったら、どういうふうにされるのかということもちょっとお聞きしたいと思います。

○奥野家庭支援課長 そしたら、まず、ベビーカーなんですけれども、ベビーカーに関しては、入口、ゲートをくぐっていただいて、ベビーカー置場を設けるつもりです。鍵付きのワイヤーで番号札を渡してという形を考えてございます。

その後、下足箱がありますので、そちらのほうに靴を入れていただいて入場していただくという形になります。

あと、そこから荷物等を入れる、ロッカーとい

うのを、入場して左側に設置するつもりです。ただ、貴重品に関しては必ず自分で管理していただきたいというところです。

あと、乳幼児がいて、ちょっと大きい子どもが自由に遊ぶというところですけども、もちろん授乳をしているときとかに関してはちょっと見守りが必要なのかなと、見守り要員に一言お声をかけていただくというのは必要なのかなと。ただ、乳幼児を抱いて、3歳児、4歳児のところと一緒にお子さんがいくというのも、参加もできますし、その辺ところは臨機応変に対応をしていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○山本市長 基本的には、今の奥野課長のスタンスではあるんですけども、例えばですけども、梅田のリンクスなんかは3歳以上の子は、そこには保育士が在駐をしまして、3歳以上であれば親がいなくてもそこで面倒を見てくれるというところがあります。ただ、見渡す限り、ほぼほぼほかのところに関しては、代表的なもので行きますと、プレイヴィルですが、保護者の責任というのが大原則でございます。

ですから、自分が、私1人で子ども2人連れていくときには、当然のことながら私の責任において2人を見るというのが大原則です。ただ、先ほど課長が言ったみたいに、授乳とか、こういったときには、当然のことながらやはり、どない、物理的に難しいというものがありますので、そこに関してはやはりそういった声かけとか、そういった配慮はあると思いますけれども、何でもかんでも、普通の外の公園で、親が1人で子どもが4人おってということというのはちょっと考えにくいので、まさに今回屋内の公園のような施設でございまして、あくまで保護者の責任においてというのが、まさにそこに関しては一般の施設と同じような建てつけになっていますけれども、特にやっぱり配慮が必要などころに関しては、そこは声かけをいただきながら、指定管理者のほうで配慮されるんじゃないかなというふうに考えています。

○澁谷委員 すみません、ありがとうございます。

それと、延長する場ですよね。一応2時間の券で入っています。パスポートでも2時間ですの

で、延長するなと思ったら、一遍外へ出て、券売機で券を買って延長の後、またもう1回戻らなすか。ちょっとその辺、確認をお願いします。

**○奥野家庭支援課長** 延長する場合なんですけど、一声かけていただくというのは原則なんですけれども、お子さんがいらっしゃいますので、全員連れて1回退場というのはなかなかちょっと厳しいのかなというふうに考えておまして、一声かけていただいて、帰りにまた券売機のほうで追加分を払っていただくというような方向で考えてございます。

以上です。

**○堀口委員長** ほかにないですか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○堀口委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

**○楠委員** それでは、お聞きします。

今回の改正が、低所得者に配慮して、保険料率を抑えるということで、1、2、3段階の方がそれになるということで、介護給付費準備金を取り崩されて、保険料の抑制というところもあるかと思うんですが、この基金というのは、毎回取り崩す金額というのは決まっているとか、今ある基金を全額入れているのか、その辺を教えてくださいと思います。

**○藤原長寿社会推進課長** 泉南市の場合、8期は今年度最終期になるんですけれども、準備基金の取扱いにつきましては、介護保険料を抑制するという意味で、準備基金は全て取崩しを行ってまいりました。しかしながら、今回、準備基金のほうで、いろいろこの8期の間、コロナの影響とかいろいろなものがありまして、また、8期におきましては、

介護保険料の改定も泉南市のほうは行っております。残高が8億3,400万円、令和5年末で見込まれております。今回、9期の取崩し額につきましては、令和6年から2億9,100万円を一気に取り崩す予定となっております。

あと、残りの基金につきましては、今後、9期におきましても、2025年を迎えることと、将来、2040年を見据える中で、やはり一定の基金を積み立てて、準備基金として置いておく必要があるかということも、国のほうもしっかりと中長期的な介護保険制度を持続可能なものにするために、基金も踏まえて計画をしっかり立てるよという基本方針も出ておりますので、今回は全て取り崩して、もっと介護保険料を下げるという方法もあるんですけれども、一定、去年度から、8期と9期は、介護保険料の基本額につきましては値上げをいたしませんので、基金の取扱いの考え方は、そういう考え方となっております。

**○楠委員** 今お答えいただいて、今の話でいうと、コロナの関係で集め過ぎたのかなというような印象があって、それを、今までは全額入れていたけれども、ようさん集まったので、今後積み立てたり、抑制にも使っていくということで、8期と9期の介護保険料が据置きというか、1段階から3段階は下がりますけど、高止まりというような状況やとほんまに思うんです。そんな中で、利用者の方に対しては、利用抑制と言われるような形で考えられているのかなと。これは一般質問でもちょっと言ったんですけど、介護を受けられるような、持続可能など言いますが、お金だけ考えて、これから介護保険とかを使われる方が利用できないような状況になってくるのではと。

今回、介護保険、事業所さんのほうでの報酬改定があるというところで、訪問介護のほうで、やはり基本報酬が減らされてということになると、事業所としては、利用者さんに負担を今まで以上に求めなようなことにもなったりするかもしれへんし、事業自体がもう成り立たんで、経営できなくなって、倒産ということもあるかと思うので、やはり今まで介護保険料も下げてもらいながら、今困っている人が実際にいてというところで、泉南市としても、利用しやすく、介護

保険が使えるように考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○藤原長寿社会推進課長 泉南市の介護保険の計画につきましては、8期の計画、3か年、介護予防とか、そちらのほうに十分力を入れてやってきております。利用者の方が介護を受けられないようにするとか、そういう考えの下ではなくて、事前に介護予防というところを重点的な考え方の下行っております。

もう1つは、8期のときは、介護保険料につきましては、泉南市の場合、改定を行いました。ほかの市町のほうは、コロナの関係があったところ、考えも踏まえて、介護保険料を、前回8期の場合、そのまま抑えたところの市町村もございます。8期の場合、泉南市は、府内市町村の安いほうからいいまして、20番目ぐらいに位置しております。今回、9期になりまして、そこで介護保険料を上げなかった市町村が、軒並み介護保険料を上げる予定で、府内市町村でいいまして、泉南市は安いほうから10番目ぐらいになっております。

だから、今回、泉南市の場合の介護保険料の設定の中で、高いというか、改定していない状況ですけれども、あくまでも高いほうの市町村の部類には入っていないというところになっております。

○楠委員 お答えいただきまして、泉南市としましては、現状のできることを精いっぱいやっていただいて、本当に抑えていただいているなどは思うんですけども、国の方針として進められているもので、なかなかあらがうといいますか、反対といいますか、やっぱり国の方針ですので、従っていかなあかんとは思いますが、今後とも国のほうの介護報酬の件だとかを、市としてもやっぱり高過ぎて泉南市民が困っているということで毎回申入れ等もしていただいていると思いますけれども、また今後とも引き続きしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○堀口委員長 ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います討論ありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○堀口委員長 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○河部委員 ちょっと簡単に1点だけ教えてほしいんですけども、平成30年4月から大阪府統一の保険料率とか賦課限度額に統一するというので、この間、6年間経過措置を置いて、取組が行われてきたんですけども、この令和6年4月から、一応それが終了するという事なんですけれども、それ以降のそれぞれの市町村と大阪府の例えば事務分掌とかその辺、国保の運営に当たってはどのようにっていくのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○増田保険年金課長 国民健康保険につきましては、御指摘のとおり、平成30年度から、統一化ということで、保険料等の統一のための激変緩和が令和5年度で終了する予定でございます。既に令和2年から、本市におきましても、標準保険料ということで、大阪府の示された保険料を採用しているところでございます。この間に、運営につきましてはもう既に、大阪府を代表としますといいますが、43市町村が共同保険者というような立場で、大阪府全体の国民健康保険を運営しているという状況になってございます。

ですので、保険料等につきましても、共同の中で、主に事業グループと財政グループの2つのグループを設けて、年に数回いろんな会議を行いまして、その中で議論を積み重ねて、最終保険料なり、こちらのほうで負担する納付金なりを決定していただいで負担していくと、そういう流れになってございます。

それで、令和6年度からは保険料のほうで完全統一化ということで、これまで若干市町村によって独自の減免とかそういったものがあったんですけども、そういったものが全て一旦廃止といいますが、なくなって、完全統一化ということになっていきますという、そういう流れでございます。

以上です。

○河部委員 ありがとうございます。

ということは、これまでは泉南市に国保運営協議会というものがあって、そこで泉南市の国保の保険料とかを決めていたと思うんですけども、一定運営協議会の役割も一応終わっていくということでもよしいのかどうかと、あと、その43市町の事業体、見方としては、どうなんですか、水道企業団みたいな、組合みたいな感じのイメージでいいんですかね。

○増田保険年金課長 運営協議会についてでございますが、大阪府自体でも運営協議会がございまして、いろんな施策を決定するたびに、そちらにもお諮りして決定しているところでございます。

御指摘のとおり、令和6年度の保険料からにつきましては、それまで、本市におきましても一応少し裁量がございました下限保険料については、泉南市の国保のほうで諮問、答申という流れを経て決定したわけですが、令和6年度からは完全統一ということで、市町村のほう独自の裁量はございませんので、一応、今回2月1日に行いました泉南市の協議会におきましても、御報告という形に変えさせていただいております。

御指摘のとおり、府下のいろんな市町のほうからも、今後の各市の運営協議会の在り方についてのどういう形になっていくのかという、諮問、答申がなくなれば、単に御意見を報告して意見を聞くだけになるのかとかいった、そういった質問もございます。それで、ちょうど、ただいまそういったことで、それぞれ現在でどういう運営をしているのかといったアンケートも来てございますので、近々に、明確に、大阪府のほうである程度統一された方針が示されますと、それに沿って運営協議会の在り方も変わっていくものと、変わっていくというか、そういう流れに沿って運営していくものでございます。

それと、申し訳ございません、水道企業団云々というような形に近いものかという御質問でございしますが、運営自体を共同で行っておりますけれども、それぞれの、何といいますか、後期高齢者のようなシステムでもなくて、独立での運営になりますけれども、保険料なり納付金なりの

算定については全体で行うという、オール大阪の形をとりながら、個別に事業を行っている。ただ、納付金とか保険料が指し示されたもので、通常運営していきますと、基本的には余剰に財源が余ったりとか足りなくなるというケースはほぼ発生しないというような流れの中で今後運営を行っていくところでございます。

以上です。

○河部委員 多分今説明を受けたのでも大体分かるんですけども、では、この4月以降、市としての事務でいくと、保険料の徴収、あるいは、これまでの滞納の回収というのものもあると思うんです。そういうものが出た場合どうするのかと、例えば国保特会で赤字が出た場合、一般財源から繰入れをして補てんしたりとかしていたんですけど、そういうものも今後はなくなってくるということでもいいんですかね。

○増田保険年金課長 今後につきましても、徴収とか滞納処理につきましても、今までとほとんど変わらない流れで行ってまいります。ただ、被保険者の規模であったりそういったもので、一応市ごとに設定された収納率というのもし示されて、そういうのを踏まえて保険料なりを算定するという流れになってございます。

それで、御指摘のございました赤字になった場合とかということでございますけれども、大きな流れの中では、府全体で医療費なりを推計して、必要な経費を積算して、そのうちの保険料がどれぐらいやというのを逆算して、保険料を算定していく中で、基本的には、大きな赤字、大きな余剰金というのが発生しないという建てつけになってございます。ただ、いろんな交付金とかそういった流れの中で、例えば2年先に事業が終わった段階で一旦精算をして、プラスマイナスが出たときに精算というような形はとらないということになってございますので、単年単年が、まあ言えば勝負のような形で運営してございます。少し黒字になっていくような流れでいくのが理想でございしますが、万一赤字になったような場合には、基本的には運営上赤字を発生しないということになってございます。

大阪府のほうで、そういったときのために、一



定の基金の拠出を得て、貸付金というのを用意している状況です。単年度的には、それを活用して、単年度ではそれをお借りして、収支をプラスマイナスゼロにして、そして、おおむね2か年あるいは3か年の間に頑張つて運営をし、具体的に言いますと、保険料の徴収等に励んで、収入を増やして、できるだけ財源を確保して、少しずつ黒字を生んでいって、赤字を埋めていくという、それを2年から3年のサイクルで繰り返すと。そういう流れの中で、健全といいますか、そういった運営を目指していくという流れになってございます。

以上でございます。

**○堀口委員長** ほかに。

**○楠委員** それでは、お聞きします。

今回賦課限度額になったということで、大阪府と一緒に104万円ですね。前年度比で後期分が2万円上がるということで、高い国保料で、払うのが大変やから滞納される方が多いと思うんですけども、泉南市の国保を利用されている方で、滞納されている人数とかを教えてくださいなと思うのと、あと、今回政令軽減判定所得基準の見直しということで、2割軽減と5割軽減の方の基準がこれ、引き上げられるんですかね。今までこの金額でいけたのが、ちょっと高くなるということになるのかなと思うんですけど、これが上がることで、対象からどれぐらいの方が外れるのか、分かるんでしたら教えてくださいなと思います。

**○増田保険年金課長** 先ほどから何度も申し上げますとおり、統一された保険料という中で、104万円という限度額になりました。

それと、申し訳ございません。滞納の件数につきましては、ちょっと本日資料は持ち合わせおりませんので、滞納繰越分の徴収率につきましては、おおむね20%ぐらいで推移しているものと認識してございます。

それと、最後の御質問にありました、今回条例改正する政令軽減判定基準の見直しということですよね。これにつきましては、2割、5割、7割という軽減がかかる所得の基準が引き上げられますので、逆に対象になる、減額される世帯が増えるということで、5割軽減で5,000円、2割軽減で1万円ほど拡大されますので、その分軽減され

る対象者が増えるという、そういった資料になってございます。

以上でございます。

**○楠委員** ありがとうございます。

認識が間違えていたということで、滞納者の数がというか、資料で、去年の7月の大阪社保協調査というのがあるんですけども、泉南市は、この数で見えますと、滞納率は10%というのがありましたわ。あと、軽減ですね。7割、5割、2割の対象となる方ですけど、7割、5割、2割、足したら、国保を使われている方の6割がやっぱり軽減の対象になっているというところでいうと、言うてもうたように、赤字の回収をしてゼロにしていくというのは本当に大変なことになるんじゃないかなと思っております。

あと、泉南市には基金の残高というのはないんですかね。金額が残っているとかならしたら、ちょっと金額を教えてくださいなと思います。

**○増田保険年金課長** 令和6年度以降に万一赤字が発生したときの対応という御指摘でございます。

何度も申し上げますとおり、基本的には過不足なく運営できる数字が算定されているはずでございますけれども、例外的に、能登半島の災害であったりとかそういったことで、一時的に医療費が増えたりとか、あるいは、コロナの関係で、感染者で、そういったときに、貸付金、あるいは、通常、収入不足のために基金を積んでございまして、それを一時的にお借りして、2年から3年のスパンで返すということになります。

それと、泉南市に国保のほうで基金を積んでいないかという御指摘でございますけれども、ただいま本市では、国保に関する基金はございません。

以上でございます。

**○堀口委員長** いいですか。ほか。

**○岡田委員** よろしく願いいたします。

統一された国保ということで、大阪府は本当に全国一高くなったわけなんですけど、この徴収に当たっては、6月から翌年の3月までを、今まで10回に分けていたんですけど、今後も10回に分けてということでもいいのかどうか、ちょっと確認をさせていただきます。

それと、2の退職者医療制度なんですけど、平

成20年に廃止されて、平成26年度末まで経過措置があったということで、その後も退職被保険者になった人とその被扶養者は、引き続き、退職被保険者が65歳になるまで受けられていたということで間違いはないのでしょうか。

対象者の減少や保険者間の負担を踏まえて廃止されたとありますが、ちょっと市の状況が分かればお聞かせください。

**○増田保険年金課長** 徴収の回収でございますけれども、現在の6月から3月の1期から10期、これに変更はございません。

それと、退職者医療につきましては、御指摘のとおり、昭和59年に創設された当時、250万人程度おられたそうです。それが令和3年ですかね、その辺りでもう既に二十何人まで全国で減っております。それで、本市におきましても、保険料のほうの滞納繰越分の保険料が残っている程度の状況になってございます。それで、今回、退職者医療制度というのがもう完全に廃止されるということで、保険料、あるいは、給付のほうで残っている場合には、その分につきましても全て一般、一般といいますか、6月からは退職、一般の区別もなくなるんですけれども、通常の保険、従来でいきますと、退職被保険者分、一般被保険者分であったものが、全て一般被保険者分に移行してしまうといいますか、含んでしまうというような形で、会計あるいは給付の処理も全て行うということで、条例からも消えますし、実際の運用上からも退職者医療というのが完全になくなってしまうということでございます。

**○堀口委員長** よろしいですか。ほか、ないですか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

**○楠委員** それでは、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回、府下統一ということで賦課限度額は104万円になったということで、府下統一に関してですけれども、市町村国保を大阪府国保に完全統一していくというところで、府下どこに住んでいても同じ制度が公平だということで進められてきましたけれども、府内でも医療格差とい

いますか、受けられる医療の差がある中で、同じ府内やから同じ値段にするのが公平やというのは、どうしても納得ができないと。国保法では保険料や減免制度の決定というのは市町村決定となっているということですので、やはりこの規定に従って、泉南市に合った保険料の算出が必要ではないのかなと思います。

あと、段階的に引き上げてきて、今の限度額になっておりますけれども、結局この6年間、激変緩和というか、激増してきたということで、例を言いますと、所得200万円の年金のみの世帯で、2017年の統一前は28万4,200円だったのが、この23年には、統一の場合は33万5,805円で5万円上がっているということで、やはり現状と合うてるとは言えないと思います。

ですので、これは、国、府のことでありますので、反対の声を上げながらも、泉南市としてもできること、市民の皆さんが利用できるような医療体制ということで、反対ということで討論とさせていただきます。

**○堀口委員長** ほか、ないですか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「泉南市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

**○楠委員** お聞きします。

今回、法律の名前が、法題名が変わるということで変わっているんですけれども、主な改正内容の中に、漁港施設等活用事業を位置づけとありまして、これをちょっと見てみますと、今の漁港の活性化等を進める制度ということで、漁港に、交流促進であったり消費増進ということで、民間の投資を促しますよということで書かれているのかなと思うんですけど、泉佐野市のほうとかを見ますと、湾岸線沿いですかね、海鮮食堂みたいなのが既にあるので、これが、この事業が位置づ

けられたことで、泉南市でも漁港に対してどういう取組といたしますか、政策とか、考えてはることがあるのかな。あるんでしたら、ちょっと聞かせていただきたいと。

○堀口委員長 これ、ごめんなさい、条例の内容について問うてもらわなあかん分なので、ここは表題が変わる部分について問うてもらわんとあかんと思うんですけど。（「内容。別ですか。分かりました」の声あり）いいですか。

ほか、ないですか。——以上で本、以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○堀口委員長 御異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「泉南市立保育所設置条例の廃止について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○河部委員 すみません、ちょっと1つだけお聞きをします。

今回、浜保育所が完全民営に4月からなるということで、条例自体が必要なくなるということから廃止をされるということなんですけれども、今公立として残っている保育施設でいくと、なるにっこ認定こども園だけになってしまうんですけれども、こちらは認定こども園条例に位置づけられているので保育所条例も要らないということやと思うんですけれども、その認定こども園条例を見ていると、施行規則の中に延長保育という部分があって、この延長保育の内容については泉南市立保育所設置条例施行規則に準ずるとなっているんですけれども、これ、条例を廃止すると施行規則自体もなくなると思うんですけれども、その辺、なるにっこ認定こども園の延長保育等の施行規則に影響はしないのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○仲保育子ども課長 先生の御質問に対しまして、

延長保育の部分につきましては、今回のなるにっこ部分は認定こども園の施行規則のほうに組み入れるということで今作業をしておるところでございます。議案の上程ではございません。

○堀口委員長 よろしいですか。ほか、ないですね。

○岡田委員 よろしくお願いたします。

今までも、保育所ということで、ゼロ歳児から就学前のお子さんが通われていたと思うので、その点については、こども園になっても変わりはないと思うんですが、職員の配置というのが大阪府で決められていて、2025年3月までは、保育士か幼稚園の教諭の免許が要ることなんですけど、ちょっと職員の配置についてお聞かせいただきたいと思います。

○仲保育子ども課長 お答えいたします。

職員の配置につきましては、令和6年におきましては、こうしなさいという決定事項にまでは至っておりませんが、一応、3歳児、4歳児とかにおきましては、30対1を25対1とか、そういう目標というのは出ておりますが、決定ではございません。

○岡田委員 すみません、ちょっと質問させていただいたのは、職員の配置が大阪府で決められているので、その免許ですよ。今年の3月までは保育士か幼稚園の教諭の免許があればいいとなっていたんですけど、これから変わりますよね、免許の持ち方が。そこについてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○仲保育子ども課長 免許の申請につきましては、ちょっと私、今つかんでおりませんので、また先生の御質問にちょっと後ほど答えさせていただきます。

○堀口委員長 ちょっと暫時休憩します。

午後4時53分 休憩

午後4時56分 再開

○堀口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。改めて答弁を求めます。

○仲保育子ども課長 失礼いたしました。

先ほどの議員の質問に対しましては、平成27年4月から10年間におきましては、特例期間ということで、幼稚園教諭免許または保育士資格のいずれかを有していれば保育教諭等となることができ

るということで、令和7年3月31日までにおきまして、その特例期間の終了を迎えますので、それまでには、保育所の免許しか持っていない人は幼稚園免許を取るということになります。

以上でございます。

○岡田委員 すみません。ちょっと今引き続き。こども園ということは、給食も義務づけられると思うので、ちょっとその点についてと、あと、おむつの持ち帰りというの、国では持ち帰り廃止ということで推奨されているんですが、その点についても、そこだけ確認させてください。

○仲保育子ども課長 お答えいたします。

給食につきましては、一応こども園におきましても、教育時間設定、つまり、4時間の保育時間がありますので、お昼を食べてお帰りになるということですので、給食はございます。

それと、おむつの持ち帰りにつきましては、園で処理をするということとなっております。

○堀口委員長 よろしいですか。ほかにないですか。

——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います討論ありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○堀口委員長 御異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決されました。

以上で本常任委員会に付託されました議案の審査を終わります。

次に、本委員会の閉会中の継続調査の申出についてお諮りいたします。

お諮りいたします。本委員会の所管事項につきましては、調査研究のため、引き続き閉会中の継続調査の申出を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○堀口委員長 御異議なしと認めます。よって議長に対し、閉会中の継続調査の申出を行うことに決定をいたしました。

なお、閉会中において調査を行う事件につきましては、委員長に一任していただきたいと思います。

以上で本日子定しておりました議案審査につきましては全て終了いたしました。委員各位におかれましては、長時間にわたり慎重なる御審査をいただきまして、誠にありがとうございました。

なお、本会議における委員長の報告につきましては、私に一任していただきますようお願い申し上げます。

これをもって、厚生文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後5時 閉会

(了)

委員長署名

厚生文教常任委員会委員長

堀 口 和 弘